



第6回年次会合報告書 (第2部)

2000年3月21-23日
オーストラリア、キャンベラ

第6回年次会合報告
(第2部)
2000年3月21日ー23日

議題1：開会

1. 1 議題の採択。

1. ピーター・ユイル議長（オーストラリア）が開会を宣言し、オーストラリア、日本、ニュージーランドの加盟国代表団及び韓国、南アフリカ共和国、台湾のオブザーバーを歓迎した。議長は、ハリー、ハウスクネヒト両氏がCCAMLRの代表として参加していると述べた。
2. 合意された議題と参加者リストはそれぞれ別紙A及びBに記載されている。
3. 議長は、オブザーバーに対し、議事進行中に適宜、個別問題についての発言を行うよう求めた。

1. 2 オープニングステートメント

4. オーストラリア、日本、ニュージーランド、韓国、南アフリカ、台湾のオープニングステートメントが別紙C、D、E、F、G、Hに記載されている。

議題2：非加盟国との関係。

2. 1 インドネシア、韓国、南アフリカ、台湾

5. オーストラリアとニュージーランドは、ミナマガロを漁獲している非加盟国の加盟もしくは公式の協力を確保することの重要性に留意し、主要非加盟国との交渉を緊急に進めたいとの希望を表明した。オーストラリアとニュージーランドは、非加盟国が自らの国際義務について、また、CCSBT加盟国が実施した割当量削減と継続的規制措置を検討に入れる必要について、非加盟国の注意を喚起したと述べた。両国は、韓国と台湾が、自国の漁獲制限で自発的に協力的措置をとったことを認めた。ニュージーランドは、委員会が協力を得るために取った措置の結果、枯渇したミナマガロの漁業に無規制のアクセスはもはやないと述べた。
6. 日本は、委員会の最後の会合以来、同国は、委員会へ加盟するよう説得するため、韓国とさらなる二国間協議を行い、その最終協議で、委員会の申し出を受け入れるよう促したと述べた。
7. 韓国は、割当量1500トンが韓国の漁獲をより正確に反映しているとの自国の立場に言及し、割当量1000トンを提示した委員会がとった立場を遺憾に思うと述べた。韓国はまた1000トンの割当量は1996年から1998年までの自国漁獲量を下回っていると述べ、現在の不況下では、1500トン以下のいかなる削減も、さらなる経済的圧迫要因となると述べた。韓国は1000トンが要請された時に、自国政府担当者は、自国船団の現在の漁獲レベルについて承知していなかったと説明した。最近の漁獲データでは、漁獲量は2000トン台になり、したがって、同国の見解では、

1500トンの割当量が妥当である。韓国は、同国が1000トンの割当量を提案した後の漁獲量の増加は、自国割当を増やすという意図で行われたものでなく、1997年に通貨ウォンの下落が原因であったと述べた。

8. インドネシアについて、オーストラリアはインドネシア・オーストラリア漁業ワークショップで、最近インドネシアの政府関係者との間で前向きの会合が行われたと述べた。ミナマグロ問題の討議は、インドネシアのミナマグロ漁獲量、漁獲がインドネシア200海里内で行われているか、船舶の規模、また漁獲対象種として漁獲されるのか、それとも混獲種として漁獲されるのかという問題に関するものであった。またオーストラリアは、インドネシアが混獲のレベルを最小限にとどめる方式を検討できるよう、産卵期間、産卵水域及び水深に関する情報収集での支援を要請したと述べた。
9. オーストラリアはまた、ミナマグロは小型延縄漁船によりインドネシアの200海里水域で主に混獲されていると指摘した。(オーストラリアの科学文書には、より詳細な記述がある。)漁獲量については、インドネシア業界の150トンという推定からインドネシア政府の800-850トン、オーストラリアの科学者の2500トンまで、多種多様な推定があった。オーストラリアによれば、インドネシアは将来委員会に加盟する関心があるとの表明をしたが、同国は産卵水域での漁獲削減への補償及び加盟国分担金のレベルについて懸念を抱いている。また、港での標本採取を通じて行われるインドネシアの漁獲量のモニタリングに関して若干の懸念があった。オーストラリアと日本はインドネシアでの政府標本採取計画について共同作業をするに関心を示した。日本は、IOTCで、いっそう詳細なデータ提供を目指したポート・サンプリングの実施が決定されているため、インドネシアのミナマグロ漁獲に関する情報の改善において、IOTCと連絡をとるよう、オーストラリアに強く求めた。オーストラリアは、IOTCとは連絡をとっていると述べ、産卵水域における早期の調査は特に有用であるとの考えを示した。

2. 2 行動計画

10. 11月に行われた第6回年次会合(第1部)報告書の別紙Lである行動計画案が検討された。日本は、輸出モニタリング、便宜置籍船(FOC)操業者からのマグロ輸入を排除する商社への協力要請、原産国のラベリング表示を通じた消費者の意識の向上など、非加盟国及びFOC船の漁獲の問題に対処するためのいくつかの措置を講じたと述べた。
11. FOC船との関係で、ICCATがFOC国に対してクロマグロに関する貿易制限などを導入しており、また、ICCATとIOTCが締約国の輸入業者にFOC船が漁獲したマグロの輸入を控えることを強く促す決議を採択したことが留意された。日本は、行動計画で言及された手続きに従って、協力に向けた措置をなんらとっていない非加盟国の特定を討議するためのCCSBTの特別会合を6月に開催することを提案した。
12. 韓国は、自国業界に極端な負担となるとの理由で懸念を再度表明した。同国はまた割当量に関する交渉が継続しており、韓国が自発的に漁獲を抑制するための措置をとってきたことから、行動計画に規定された措置を取るのは時期尚早であるとの懸念を表明した。さらに、同国は、この行動は、UNCLOSの規約を越えて非加盟国に義務付けを行う試みであると考えた。委員会加盟国は、今次会合の会期中またその後に、韓国と交渉を続ける意思があることを韓国に伝えた。

- 1 3. 加盟国は、行動計画に効力を与える決議に合意した（別紙 I）。そうすることで、加盟国は、決議の下で特定の行動がとられる前に、明確な実施手続を加盟国間で合意する必要があることを認識した。行動計画の諸側面を実施するにあたり、オーストラリアとニュージーランドは、いかなる提案された措置も、国際法の下での加盟国の責務、特に、WTO条約の下での責務と合致することを確保することの重要性を強調した。
- 1 4. 議長は、同決議が、委員会に協力する非加盟国に向けたものでないこと、また非加盟国との交渉を台無しにすることを意図するものでないと述べた。同決議は、委員会の管理取り決めの効果を減殺するような活動を行っている非加盟国や船の操業に対処することを目的としている。同決議はまた、非加盟国が委員会に加盟するか、管理上の取り決めに協力するよう促すことを目的としている。韓国は、委員会内でTACの合意ができない中で、この方式をとるのは時期尚早だとの懸念を表明した。
- 1 5. 日本は、加盟国による検討のために、決議本文の第1パラに従って、非加盟国に送付する書簡の文案を作成することを申し出た。

議題3：貿易情報スキームの実施

- 1 6. 委員会は、CCSBT6（1）での、若干の手続き上の取り決めに従って、貿易情報スキームが承認されたことを確認した。事務局長は、過去5年の間にミナマグロの対日輸出を行ったと日本によって確認された非加盟国及び他の関連の国際漁業委員会に、同会合で承認されたスキームの詳細を送付したと述べた。同制度は広く公布されたが、今日まで、ただ確認の取り決めにに関する情報を提供したのは中国だけであることが言及された。
- 1 7. 会期中、韓国と台湾は、統計証明を確認するための捺印・署名のサンプルを提供した。
- 1 8. 台湾は、同制度が開始する6月1日に合せることができるかについて、CCSBT6（1）で、ある程度の態度留保を行ったが、その取り決めに6月1日までに整うと確認したと述べた。
- 1 9. ニュージーランドは、認可を受ける署名者の氏名と文書確認のための捺印を近く事務局に提出すると述べた。オーストラリアは、必要な文書も近く提供されると述べ、マグロ蓄養場から輸出される製品に対応するため、統計証明書に若干のマイナーな修正を求めた。オーストラリアはまた同制度導入の国内での取り決めに終り、オーストラリア関税局に導入に関する通知を行ったと述べた。オーストラリアは、TISへの全加盟国の全面的参加が極めて重要であると考えた。このため、日本が同制度に全面的に参加し、他の締約国が提供することを期待されている国内漁獲に関する同レベルの情報を提供することが重要である。
- 2 0. 日本は、事務局が生データを受理し、処理することが提案されたが、輸入国が生データを処理し、その後、データ保持のために事務局に転送するほうが、より適切だというのが日本の見解であると述べた。討議の後に、締約国は、事務局がデータを編纂し、データベースを維持する責任をもつべきことを確認した。日本はまた、スキームに関する関連国内規則の修正における進展、また同制度に関連する情報の業

界及び関連商業団体への幅広い普及について言及した。

- 2 1. 加盟国は、同制度の運営上の取り決めの改定案、及び会合の終了までに最終的に決定を行うとのオーストラリアの要請について討議した。加盟国は、最終的に決定された「ミナミマグロの統計証明計画」について合意した（別紙J）。

議題4：事務局の作業計画

4. 1 会合の予定

- 2 2. 加盟国は、会合予定の策定のための取り決めが十分ではなかった、また、会合の日程が十分な準備及び外部科学者の効果的参加を可能にするために、十分事前に設定されるよう、固定された年間の日程を設定する必要があると考えた。加盟国は、委員会の優先順位と、これらの優先順位と合致した会合の論理的つながり、またタイミングを決定することが重要だと考えた。オーストラリアとニュージーランドは、委員会による管理決定のための改善された原理原則を提示する管理戦略ワークショップ（MSWS）の前に、外部科学者パネルを含めて、科学的評価プロセス改善のための基礎を提供するため、科学的評価プロセスワークショップ（SAPWS）を召集することの重要性を強調した。日本はSAPWS/MSWSの重要性について同じ見解をもった。日本は、同国の当初の提案がSAPWS/MSWSを3月末に開催することであった点、さらに、現在の提案が4月末に開催することである点に言及し、委員会が2001年の総許容漁獲量（TAC）を設定できるよう、委員会の科学プロセス機能をできるかぎり迅速に回復するために、SAPWSをできるかぎり早期に行うことの重要性を特に強調した。日本は、2000年11月末までに2001年のTACを設定するための会合日程に関する自国の見解を説明した。この日程には、行動計画に従って非協力的非加盟国の特定について討議するための特別会合、2000年EFPの計画を討議するための調査漁獲計画作業部会及び2000年EFPを採択するための委員会特別会合の二つの会合が含まれた。ニュージーランドは、最終会合が1998年に行われたことから生態系関連種作業部会の会合を2000年に開催することを提案した。日本は、他の会合の優先順位が高く、2001年にERS会合を予定することがより適切だと考えた。

- 2 3. 加盟国は、5月22日、5月29日の週に、それぞれSAPWSとMSWSを開催することで合意した。これらの会合後の日程は、閉会期間中に加盟国間で討議される。

4. 2 データ管理の取り決め

4. 2. 1 貿易情報スキーム

- 2 4. ミナミマグロの漁獲と貿易に関する情報の質を向上させるための努力の一環として、委員会は、国際的に取引されるミナミマグロに承認された文書を添付することを義務付ける貿易情報スキーム（TIS）を実施するつもりである。委員会締約国は、委員会の保存・管理措置が害されることなく、透明性があり、その国際的責務と合致するために、TIS及びその後の措置が確実に実行されることを望んでいる。
- 2 5. 締約国は、機密性に関する要件と合致する透明性を確保する目的で、それぞれの監視制度に関する情報を共有することを望む。この目的に向けて、締約国は、最小限の基準として集計した漁獲努力量データ、漁獲の監視、自国船の水揚げ量、船上非

保持の慣行、オブザーバー計画の利用、許可制度、その他遵守制度の関連事項の提供を義務付けるそれぞれの制度に関する情報を交換することになっている。

26. 締約国は、CCSBT 6 (2) の後の委員会会合で、締約国の遵守の取り決めや、委員会の保存・管理措置の効果を減殺するような仕方でもナミマグロを漁獲してきた非加盟国の活動についての適切な討議の場を提供するために適切な遵守委員会の設置について討議すること決定した。(事務局メモ: CCSBT 4 (1) の報告は「委員会は、遵守委員会の付託事項 (TOR) の草案を採択した」と述べている (別紙 K)。)

4. 2. 2 漁業データ

27. 加盟国は、他の地域漁業管理機関との情報交換、一般への情報提供、貿易情報スキームのモニター、加盟国及び外部科学者の双方への資源評価データを提供するためのデータベースを確立することで合意した。加盟国はまたデータベース管理者を雇用することで合意した。データベースの迅速な導入を可能にするために、加盟国は、データベースとデータベース管理者の付託事項、データベース・フォーマットとデータ機密保持の要件について集中的に討議した。閉会期間中に論じられるこれらの問題の草案は別紙に記載 (別紙 K)。

議題 5 : 科学計画

5. 1 科学委員会・SAG 議長及び諮問パネルの選出

28. 加盟国は、SAG 及び科学委員会の議長及び諮問部会の委員に選ばれた外部科学者の以下のリストを確認した。

科学委員会議長：アンドリュー・ペニー

SAG 議長：ジョン・アナラ

諮問パネルメンバー：リック・デリソ、アナ・パルマ、ジム・アイアネリ、
レイ・ヒルボーン

29. 全加盟国は、外部科学者のリストについて合意し、可能なかぎり迅速に、科学的問題の検討を進める必要性を強調した。諮問パネルのメンバーに選ばれた者のうち 1 人が資源評価プロセスワークショップに出席できないことになっているので、事務局長は、できるだけ早く彼の出席可能性を明確にし、結果を加盟国に報告するよう要請されたことが言及された。オーストラリアは、彼の出席の可能性が小さいのなら、加盟国が代理/代替メンバーを選ぶことを考えるべきだとの見解を表明した。締約国は、SAPWS を遅らせるべきでないが、諮問パネルの追加メンバーを CCSBT 6 (2) の後にできるだけ早く選ぶことで合意した。追加メンバーが選ばれた後でさえ、当初のメンバーは諮問パネルのメンバーであり続け、パネルの活動に召集される。

5. 2 ワークショップ

5. 2. 1 ピュアレビューワークショップの報告

30. 別紙のとおり、第 1 回及び第 2 回のピュアレビューワークショップの報告が採択さ

れた（別紙L及びM）。

5. 2. 2 資源評価プロセス・ワークショップのための取り決め

3 1. 加盟国は、日本で2000年5月22日からSAPWSを開催することに同意した。ワークショップの付託事項と議題は、加盟国の間で閉会期間中に最終化される。

5. 2. 3 管理戦略ワークショップのための取り決め

3 2. 加盟国は、2000年5月29日から日本でMSWSを開催することで合意した。ワークショップの付託事項と議題は、加盟国の間で閉会期間中に最終化される。

5. 3 科学調査計画

5. 3. 1 調査漁獲計画

3 3. 日本は、UNCLOS附属書VIIの下での仲裁に関する日本の立場を害することなく、文書CCSBT/0003/20（別紙N）、共同調査漁獲計画（EFP）案を配布した。同文書には作業部会の設立が含まれた。同作業部会には、共同EFP計画を円滑に進めるために、諮問パネルの外部科学者が含まれる。同文書は会合前に配布されなかったため、日本は、より詳細な検討のために、会期外または次回会合での一般的見解を求めた。

3 4. 議長は、実質的討議を行うために、文書は会合の2週間前に提出しなくてはならないとの「2週間規則」を各代表団長が再確認したことに留意した。

3 5. 日本は、同提案の目的は、委員会加盟国の間で資源評価における見解の相違を解決することにあると述べた。日本提案は、今年のEFPWGにおけるEFPの3年間（1999-2001）の継続期間に関する、締約国間のコンセンサスに基づくものである。同計画を設定し、進展させるために、日本は、諮問パネルと協議の上、委員会の加盟国間の協議及びコンセンサスを通じ、その計画を設定することを提案した。2000年EFPの計画に十分な時間を確保するために、日本はEFP作業部会が直ちに共同EFPの討議を開始することを提案した。日本は、5月下旬に行われる管理戦略ワークショップの間に、時間を割り当てることで、2000年に共同EFP計画に関する討議を開始することが実際的な方策であるとの提案を行った。

3 6. 同提案の下では、共同EFPは、2000年8月に始まり、2000年と2001年の間に実施される。日本は、先の計画がミナミマグロ資源に影響を与えたとは考えないと述べたが、コンセンサスを達成するため、また、協力と妥協の精神でオーストラリアとニュージーランドの立場を考慮に入れるために、年間1500トンの上限を設ける。やむを得ずこの上限を超過した場合、EFPの計画を遵守し、データの科学的信頼度を確保するために、超過分を計画参加国の次年度の国別割当から差し引くことが提案された。

3 7. 日本は他の締約国からの意見を歓迎し、修正提案の策定にあたり当該意見を考慮する用意があると述べた。

3 8. オーストラリアとニュージーランドは同提案について日本に感謝を述べ、それを検討する時間がなかったため、委員会の次回会合で意見を提供する目的で、閉会期間

中に検討を行うと述べた。その理解に立って、また、現在の「付属書V I I 仲裁」におけるオーストラリアとニュージーランドの立場の権利を害せず、以下の初めの意見が表明された。

39. オーストラリアは、日本の見解とは反対に、現在のミナマグロ資源の状態について、委員会加盟国には、なんら現実の相違はないと考えるていると述べた。オーストラリアはまた、自国の見解では、資源が歴史的に低いレベルにあり、いまだ重大な生物学的懸念の根拠があることは、委員会の全加盟国が認めていると考える述べた。オーストラリアは、日本との見解の不一致は資源の将来予測に関連するものであり、日本が主張するようなCPU Eデータだけでは用意に見解の相違が解決できないと、日本に対して述べた。さらに、解決はきわめて重要であり、オーストラリア・ニュージーランドの予測と日本の予測の間のより大きな見解の相違の原因となっている、資源評価における他の不確実性があると指摘した。
40. さらに、オーストラリアは、適切に構築されたミナマグロの科学的調査計画の必要性を強調し、当該計画を開発する上で、検討すべき一つの要素は、小規模な科学的に有効なE F Pであると述べた。オーストラリアは、E F Pを検討する上で、重量が唯一の問題ではないと説明した。E F Pは、適切に設計すべきで、実際に商業漁業の延長線上のものとするべきでないことと確信させられる必要がある。発言を締めくくりにあたり、オーストラリアは、ミナマグロ調査計画のための将来の可能な調査活動（「S B T R P」）と題するオーストラリアの文書に記述されている科学的調査提案を、オープンな姿勢で、検討するよう日本を強く促した。
41. ニュージーランドは、詳細な意見を表明する十分な時間がないが、合理的な科学調査を通じミナマグロ資源に関する知識を増やすことを支持すると述べ、不確実性解決への決意を再度表明した。ニュージーランドは、日本のE F P提案がこの目的を達成する最も効果的な方法ではないのではないかと述べた。ニュージーランドは、E F Pの検討に集中し、一連のE F P会合を押し付けていることが科学プロセスを再設定することに向けた締約国の作業を危険にさらしているとの重大な懸念を述べた。ニュージーランドは、加盟国の科学者と諮問パネルが、委員会のために、管理決定のために用いる新しい評価を策定することを可能にするために、そのプロセスに必要な財源を割り当てる所存だと述べた。
42. 日本は、オーストラリアとニュージーランドの意見に感謝した。同国の見解では、CPU Eデータの解釈はミナマグロの資源評価をめぐる最大の不確実性要因であり、現在の資源評価と将来の回復予測についての締約国間の見解の相違につながったことを全加盟国が合意していると回答した。日本はさらに、全加盟国がまた、この分野での不確実性を解決するための手段をとるべきことに同意した。日本は、オーストラリアとニュージーランドが直ちに見解を変えることを期待していないが、適当な短期間に進展が見られることを希望すると述べた。この提案が2000年の科学的作業のプロセスを危険にさらしたというニュージーランドの意見に関し、日本は資源評価プロセスの正常化を支援すると同提案における自国の趣旨をさらに説明した。日本はまた、将来の科学的議題に関するオーストラリア提案の要素のいくつかは、1998年と1999年のE F Pに含まれていたこと、また、E F Pを通して集められたデータはCPU E分析に必要なため、E F Pがオーストラリアの議題案にも含まれるべきであると述べた。日本の文書は、さらなる検討のために委員会加盟国のもとに留められた。

5. 3. 2 その他

- 4 3. オーストラリアは、「ミナミマグロ調査計画のための将来の可能な調査活動」(「S B T R P」)と題する文書C C S B T / 0 0 0 3 / 1 3を配布し、同文書の概要を説明した。オーストラリアは、同文書の目的は、主要な不確実性を引き下げ、ミナミマグロに関する科学的助言のための根拠を改善することに焦点を合わせ、ミナミマグロの科学的調査の統合された計画の設定に関する論議を促進することであると説明した。オーストラリアは、同文書は、当該計画の下で実施できる可能性のある現行及び将来の調査活動のリストを示すものであると述べた。また、この文書は会合の2週前に配布されなかったと述べ、閉会期間中に、あるいは次回の適切な会合で、より詳細に、文書内に含まれる事項について討議を行いたいと述べた。
- 4 4. 日本は、オーストラリア提案が配布されたことに感謝し、それに関する予備的意見を行った。科学的プロセスの正常化に向けて迅速な進展を遂げるために、日本は、可能な調査計画のリストを作成するだけでなく、可能性がある調査計画間で優先順位付けが必要だと考えた。日本は、産卵水域に関する調査案とは別に、オーストラリア提案が、共同E F Pなどのミナミマグロの漁獲に関する調査を何ら含んでいないと指摘した。また、適切に規制された漁獲を伴う調査活動は、合理的な漁業管理の重要な要素として広く認められていると述べた。さらに、日本は、後の段階で適切な場合には、一連の調査の必要性と同じく、長・短期調査計画両方の設定に関する自国の見解を喜んで提示する旨述べた。
- 4 5. 日本の所見に応じて、オーストラリアは自国の文書は、現在の見解の不一致の一部に対処し、加盟国が科学調査に向けて建設的方策を見出すのを支援する選択肢を委員会に与えるために、誠意をもって、提出されたと述べた。オーストラリアは、日本が、同文書に関する所見で、E F Pの問題にだけ焦点を合わせることを選んだことに失望を表明した。オーストラリアは、より広く、統合された科学的計画に含められ得る、開かれた考え方に立った調査活動を検討するよう強く日本を促した。オーストラリアは、文書に含まれた将来可能な調査活動のリストがミナミマグロの極度に枯渇した状態や、資源の更なる悪化を防止する必要性を考慮して策定されたことを明確にした。オーストラリアはまた、可能な調査活動のリストは、網羅的なものでなく、討議を進めるために提出されたと述べた。オーストラリアの文書は今後の討議のために委員会加盟国のもとに留められた。ニュージーランドは、オーストラリア提案で概説された方式を提案した。同提案中には、少なくとも資源の評価における不確実性を引き下げるための最も効果的な手段を決定するために、評価され得るいくつかの可能な方策が記述されている。

議題6：総許容漁獲量と国別割当

- 4 6. 日本は、最新の利用可能な資源評価に基づき、既に加盟国に割り当てられた枠に加え3000トン追加すると共に、非加盟国の漁獲をカバーする要素を含める形でT A Cを設定すべきとする、前回会合で述べた立場を繰り返し表明した。日本は、委員会の機能を回復するために、2001年のT A Cの設定を強く求めた。それは、科学委員会と委員会の会合が、この予定に見合うように2000年に開催されることが求められるものである。日本はまた、全加盟国がこの目標を達成するために、あらゆる努力を払うべきだと述べた。
- 4 7. オーストラリアは、第一回会合でT A Cに対する自国の立場を既に述べたため、そ

の発言に戻ることを望まないと述べた。しかしながら、オーストラリアはこれが重大な分野であり、可能なら、2001年のTACについて合意することが重要だと述べた。

48. ニュージーランドは、委員会が新しいTACを決定できるようになるためには、資源評価を提供する科学的プロセスを改善することが重要だと述べた。日本が提案したように、2001年のTACを決定できるようにすることが望ましいが、科学的プロセスが危険にさらさないように、適切な時間をおくことが重要である。ニュージーランドは、ミナマガロ資源の現状と回復の見通しについて、引き続き懸念を表明し、全漁獲量の削減が必要だとの見解を再度述べた。また、同国は、安定した漁獲レベルが、科学上の問題を解決し、委員会の努力を非加盟国などその他の重要な目的に集中させる時間的余裕を与える点を留意し、TACを3年間で基本に設定可能とすることを提案した。ニュージーランドは、委員会がTACについて合意できない場合、締約国の漁獲量は、最後に合意されたレベルに制約すべきだと規定しているITLOSの裁定に依拠することができると述べた。加盟国は、2001年のTACを設定するため、あらゆる努力を払うことで合意した。
49. ニュージーランドは、行政上の取り決めの不備のため、ニュージーランド船の漁獲が1999年に合意された割当を37トン超過したと述べ、この事態が再発する機会を最小限に抑えるために、管理上の取り決めに修正すると述べた。この状況を是正するため、2000年の漁獲限度は、37トン削減される。
50. 日本は、1999年EFPでの追加漁獲分1487トンが、ITLOS命令に従って、2000年の漁獲量から差し引かれることを通知した。

議題7：その他の保存措置

51. 日本は、産卵水域で産卵魚を保護する措置を検討する必要があると提案した。インドネシアと台湾の延縄漁船が当該水域で操業しているため、漁獲をモニターし、漁獲データ、生物学パラメータ等をより正確に確定できることは有益だろうと考えた。同提案には、同水域の適切な管理につながるのの期待にたった共同科学計画を設定することで、産卵水域、水深、期間を特定する調査が含まれている。
52. オーストラリアは、その科学的文書(CCSBT/0003/13)において、インドネシア、オーストラリア、日本が、当該水域での調査を実施することを提案したと述べた。日本は、IOTCのポート・サンプリング計画を考慮に入れ、中・長期の展望で対処することを提案したが、オーストラリアは同計画にインドネシアを含める短期調査の機会供与に言及した。
53. 日本は、CCSBT6(1)で、オーストラリア東岸沖で操業しているオーストラリア船によりミナマガロの混獲が行われ、海上投棄されているとの報告に対処するためにとられている措置についてオーストラリアの見解を求めたと述べた。
54. オーストラリアは、東岸でミナマガロを漁獲していると思われる漁船は、割当量を購入またはリースする自由があることを明確にした。オーストラリアはまた、2000年5月から9月まで、東岸沿いに回遊するミナマガロの移動にそって順次、休漁期を設ける制度を導入する所存であると述べた。ただ500キロ以上の割当量をもつ漁業者のみこの時期に閉鎖水域で操業できる。この義務付けは、ミナマガ

ロが沿岸域を離れはじめるにつれ、緩和される。東岸沿いの船舶の位置と動きは、各船へのAFMA承認船舶監視装置（VMS）搭載の義務付けを通じ、モニターされる。ミナミマグロに関してオーストラリアの現行管理取り決めの下で、割当量をもたずミナミマグロを漁獲する商業漁業者は重罰に処することとされている。

55. オーストラリアは、自国のまき網漁業者に1度区画単位の詳細なデータを委員会に提出することに同意するかとの質問を行ったと述べた。AFMAによる本件に関する業界代表とのやりとりが、委員会の情報として提出された（CCSBT/0003/24とCCSBT/0003/25）。オーストラリアはさらに、すでに業界からある程度の支持が得られ、同提案に対する業界全体の支持が得られることを希望していると述べた。
56. オーストラリアの小型魚漁獲について、日本はそれが委員会の最適利用の目的と合致していないと考えているため、本件に関して先に示した懸念を再度表明した。オーストラリアとニュージーランドは、他のマグロ関係委員会が用いている小型魚漁獲を削減するための措置を再検討し、小型魚の漁獲の影響を調査するよう科学委員会に指示することへの合意を求めた。
57. オーストラリアは、管理下に置かれているミナミマグロ漁業の状況は、他のマグロ委員会が直面している状況とはかなり異なっていると述べた。オーストラリアは、自国漁獲魚の平均年齢が2才から3-4才へと改善したと述べた。これは主に、もとも日本のマグロ業界からの技術支援で開発されたミナミマグロ蓄養の進展の結果である。オーストラリアは、また、最近の調査では、現在オーストラリアが漁獲しているサイズの魚の1トン分の産卵資源への短・中期の影響は、延縄を用いて漁獲されるサイズの魚の1トン分を下回っている可能性が示されていると指摘した。
58. 日本は、オーストラリアが小型魚漁獲の制限を図る措置を講じていることは承知していると述べた。しかしながら、また日本は、オーストラリアの漁獲実績が増加していることも承知している。また、国際社会においては、まき網漁業者による小型魚の漁獲が大きな懸念となっており、IOTCは当該漁業操業を規制する準備作業をしていると述べた。日本は、委員会がさらに問題を調査し、他の機関の前例に従った措置を取るべきだと強く求めた。
59. オーストラリアは、最善の目標とする科学理論がいくつかあり、これが、今後2、3年に、検討・討議する1つのテーマであると述べた。1997年のミナミマグロ漁獲の年齢分布で示されたオーストラリアの見解では、オーストラリアの海面漁業で漁獲された1トンのミナミマグロは、日本の延縄漁業で漁獲した1トンに比べ、親魚バイオマスにおいてわずかな比率の差しか生じていない。日本の延縄漁業では、より年齢が高い産卵個体が漁獲されている、したがって、オーストラリアの見解では、日本の漁獲は親魚バイオマス量に直接的かつ中期の影響を及ぼしている。オーストラリアの見解では、短・中期では、延縄漁業は、表層漁業よりも、推定加入量により大きな影響を与える。
60. 日本は、マグロ蓄養の更なる拡大を禁ずる南オーストラリア環境・資源・開発裁判所の最近の判決について懸念を提起した。特に、日本は同判決の根拠について質した。日本は特に、その根拠が、海洋環境の保護、蓄養場周辺の景観、あるいは他の理由であるかと質した。日本はまた無許可のマグロ蓄養業者の報告について質問した。

- 6 1. オーストラリアは、南オーストラリア環境・資源・開発裁判所による決定は法律上の技術的手続きに基づくものであると述べた。マグロ蓄養に反対する提訴との関連で、裁判所は、「生態系上、持続可能な開発を達成するための許可条件によって実施された適応的管理方式は、...（マグロ蓄養の）開発が生態系的に持続可能な方法で進めることができる一つの手段である。」との判断を下した。さらに、裁判所は、「1982年漁業法の下での許可は裁判所が求める「適応的管理方式」を提供する可能性がある。」と判断した。しかしながら、現在の慣行は年間許可であるが、裁判所は、蓄養許可証は一度発給されると修正が不可能であり、また、漁業法では、大臣による許可証を最長10年とすることが可能であるとの裁決を行った。したがって、裁判所は、「適応的管理方式」が実施されるとの確証を得なかった。確証がなかったことから、裁判所は、予防的原則の下で、開発の適用の拒否が要求されると判断した。それ以来、南オーストラリア政府はこの「適応的管理方式」を確実にするための法律を施行した。無許可蓄養業者の問題はなかった。

議題8：2000年予算

- 6 2. 加盟国は、事務局にCCSBT6（2）の決定を考慮し、暫定予算を作成するように要請した。

議題9：事務局長の任命

- 6 3. 加盟国は、事務局長の最初の任期が2000年1月26日をもって終了し、事務局の機能と責任の修正について合意が得られ、事務局長の給与水準の見直しが行われた後、新事務局長が任命されるまで、現事務局長が職務の遂行を継続することを確認した。
- 6 4. 日本は、データベースを確立し維持すべきとの合意の下、予想される事務局スタッフの増加、委員会加盟国の増加、及び事務局が他の国際機関に参加する必要性、及び役職レベルを見直す必要を主張した。オーストラリアは、事務局の役割を強化させる必要があること、さらに、適切な場合には、現在加盟国が行っている活動のいくつかを引き受けるべきであるということに同意した。
- 6 5. 委員会は、別紙Oで事務局長の義務と選出基準の改定について合意した。また、事務局長ポストは1996年に委員会が合意した取り決めに従って公示すべきことで合意した。
- 6 6. 加盟国はまた、事務局長次長の前氏が、事務局での役職の任期完了とともに4月に日本に帰国し、それに代わりに、5月初旬に金子氏が就任することを確認した。加盟国は、前氏の委員会と事務局の作業への貢献に感謝した。加盟国は、同氏が日本での新しい職務で成功をおさめることを祈念した。

議題10：委員会文書の機密保守

- 6 7. 本件が1997年から委員会で討議され、現在の形の取り決め案が1998年に配布された（別紙P）ことが確認された。委員会が制限すべきだとの意思表示をしないかぎり、同文書を公表するか、または、特定の文書を公表する合意がないかぎり、

すべての文書を制限するというのが選択肢であった。日本は1998年に配布された取り決め案を受理していると述べた。オーストラリアは、本件がかなりの期間にわたり、加盟国により検討されてきたことを考えれば、加盟国が本件について合意に達することを望むと述べた。ニュージーランドは、本件の解決が必要であることを認めた上で、委員会の作業についての情報への正当なアクセスを制限することなく、ある政策や商業的にデリケートな情報について、必要な機密性を反映するよう図る必要があると述べた。ニュージーランドは、委員会が配布の制限を決定しないかぎり、文書の公表を可能にするプロセスを支持した。ニュージーランドは、機密性に関する規約について、もう1つの文案を提出した（**附属書1**として添付）。

議題11：その他の案件

68. 加盟国は、事務局長がIATTCの50周年総会及びその後の委員会会合に招待されていることに言及し、その出席がCCSBTでの要件とちがわず、また、提案されたステートメントが承認のために、事前に加盟国に配布されるとの条件で、事務局長の出席を了承した。ニュージーランドは、事務局が、その場限りの対応でなく、事前に年間計画に関して委員会が決定を行うことを可能にするために、次年に出席を提案されている会合や支援情報のリストを作成することが有益であろうと述べた。
69. 日本は、自国船に対する寄港禁止措置の撤廃の意向について、オーストラリアとニュージーランドの見解を質した。ITLOSの命令90(1)(a)に照らして、禁止措置を撤廃することが適切だというのが日本の見解である。日本の特別の関心は、水の供給や漁船上の乗組員の病気治療など、通常ベースでの寄港が許可されることである。
70. オーストラリアとニュージーランドも日本の要請を確認した。両国は、本件は二国間ベースで討議できると述べ、真の緊急事態において、寄港は常に可能であると説明した。寄港を認めることは国際法の下での義務である。日本船は関連当局と連絡を取る必要があるだけである。日本は自国の要請は緊急時の寄港に限定されるものでないと述べた。日本の発言に応じて、オーストラリアは近く日本と連絡をとると述べた。
71. オーストラリアとニュージーランドはまたITLOSの命令が寄港禁止措置の解除を義務付けていない点に言及した。ニュージーランドは日本が禁止措置の解除を考える前に、ITLOSの命令を遵守し、また、今後も遵守し続けることを確認する必要があると述べた。
72. 韓国は、日本が会期中に配布したFOC船リストに誤って記載された7隻の韓国船を削除しリストを修正することを要請した。韓国は、昨年全船を自国籍下におき、配布リスト上にこれらの船が引き続き記載されていることは誤りであり、当該企業に経済的損害を及ぼすと述べた。日本は同リストは実際はICCATリストであること、また、韓国がすでにリストの修正を求める書簡をICCATに送っている点を確認した。日本は、さらにICCATの会合で検討される多くの情報を要請した。本件は、締約国の納得の上、当該船舶はリストから削除されると述べた。

議題 12：報告の採択

73. 会合の報告は会期外の交信を通して採択された。

議題 13：閉会

74. 委員会は会合を散会することで合意した。

ピーター・ユイル
議長

別添のリスト

- 別添
- A 議題
 - B 参加者リスト
 - C オープニングステイトメントーオーストラリア
 - D オープニングステイトメントー日本
 - E オープニングステイトメントーニュージーランド
 - F オープニングステイトメントー韓国
 - G オープニングステイトメントー南アフリカ
 - H オープニングステイトメントー台湾
 - I 行動計画
 - J CCSBTのミナミマグロ統計証明書計画
 - K C C S B T事務局のデータベース及びデータベース管理者の付託事項
(未確定、第5校、2000年7月25日)
 - L 第1部ピアレビューワークショップ報告書
 - M 第2部ピアレビューワークショップ報告書
 - N 共同調査漁獲に関する日本の提案
 - O C C S B T事務局長の任命
 - P 手続規則の改正案

議題案
委員会第6回年次会合（第2部）
2000年3月21日～23日
オーストラリア、キャンベラ

1. 開会
 1. 1 議題の採択
 1. 2 オープニングステイトメント
2. 非加盟国／地域との関係
 2. 1 インドネシア、韓国、南アフリカ、及び台湾
 2. 2 行動計画
3. 貿易情報スキームの実施
4. 事務局の作業計画
 4. 1 会合のスケジュール
 4. 2 データ管理のアレンジメント
 4. 2. 1 貿易情報スキーム
 4. 2. 2 漁業データ
5. 科学計画
 5. 1 科学委員会
 5. 1. 1 SC及びSAGの議長、並びに諮問パネルの選出
 5. 2 ワークショップ
 5. 2. 1 ピアレビューワークショップからの報告
 5. 2. 2 資源評価プロセスワークショップのアレンジメント
 5. 2. 3 管理戦略ワークショップのアレンジメント
 5. 3 科学調査計画
 5. 3. 1 調査漁獲計画
 5. 3. 2 その他
6. 総漁獲可能量と国別配分
7. その他の保存措置
8. 財政運営委員会からの報告
 8. 1 2000年予算の修正
 8. 2 その他
9. 事務局長の任命
10. 委員会文書の機密性
11. その他
12. 報告書の採択
13. 閉会

参加者リスト

CCSBT 第6回年次会合再開会合

2000年3月21日-23日

キャンベラ、オーストラリア

議長

ピーター・ユール

農漁業林業省漁業林業担当第一次官補

オーストラリア

グレン・ハリ

農漁業林業省漁業養殖業担当次官補

マリー・ジョーンズ

農漁業林業省漁業養殖業部国際関係課長

メアリー・ラック

オーストラリア漁業管理庁

マグロ及びカジキ漁業担当上級管理者

アダム・ストークス

農漁業林業省漁業養殖業部国際関係課上席顧問

チャールズ・ハウスネヒト

農漁業林業省漁業養殖業部国際関係課上席顧問

ロイス・グッド

農漁業林業省漁業養殖業部国際関係課

ピーター・ニーヴ

オーストラリア漁業管理庁上席管理者

ジョシュア・ブライエン

法務省国際法部法律担当官

ジョン・カリッシュ

農漁業林業省農村科学局漁業林業部上席調査官

ニール・ヒューズ

オーストラリア環境庁沿岸政策課

ジョナサン・スウェイテス

外務貿易省法務局海洋法海洋政策課長

ニコラス・コッペル

外務貿易省北東アジア部次官補

アンドリュー・サーディー

外務貿易省法務局海洋法海洋政策課担当官

デレック・ブラウン

外務貿易省北アジア課日本担当官

ジョン・ラングトライ

外務貿易省台湾担当官

スコット・デワァー

外務貿易省韓国担当官

ブラッド・アームストロング

外務貿易省香港、マカオ、台湾担当官

トム・ポラチェック

CSIRO 熱帯及び表層生態系計画上席研究官

ブライアン・ジェフリー

オーストラリアマグロ漁船船主協会会長

ハンス・ジュセット

東海岸マグロ漁船船主協会

日本

小松 正之	水産庁漁政部国際課漁業交渉官
香川 謙二	水産庁資源管理部遠洋課課長補佐
遠藤 久	水産庁漁政部国際課課長補佐
加藤 雅丈	水産庁資源生産推進部漁場資源課課長補佐
金子 守男	水産庁遠洋課
岡田 英明	水産庁漁政部国際課
鈴木 治郎	遠洋水産研究所浮魚資源部長
辻 祥子	遠洋水産研究所浮魚資源部温帯性まぐろ研究室長
伊藤 嘉章	外務省経済局漁業室長
石原 圭子	外務省経済局漁業室
松川 るい	外務省法規課
渡辺 勤	日本鯉鮪漁業協同組合連合会専務理事
三浦 望	日本鯉鮪漁業協同組合連合会国際部
畠山 吉勝	日本鯉鮪漁業協同組合連合会
羽根田 弘	日本鯉鮪漁業協同組合連合会
西川 兼次	日本鯉鮪漁業協同組合連合会
井上 博孝	日本鯉鮪漁業協同組合連合会
佐々木 新六	日本鯉鮪漁業協同組合連合会
生田 英悦	日本鯉鮪漁業協同組合連合会
檜垣 浩輔	全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会
水間 史人	在オーストラリア日本大使館参事官
平野 隆一	在オーストラリア日本大使館一等書記官
ジョナサン・ガス	クアリー、ゴットリブ、スティーン及びハミルトン事務所

ニュージーランド

マーク・エドワーズ	漁業省政策担当責任者
ターボット・マーレイ	国立水圏大気圏研究所表層漁業計画担当責任者
マーク・ピアソン	外務貿易省北アジア課
レズリー・ラジ	漁業省政策分析官
ポーラ・ウィルソン	外務貿易省北アジア課政策担当官

オブザーバー

韓国

ヒュン・ナム・キム	海洋漁業省国際協力局長
ハエ・ウオック・チョン	在オーストラリア韓国大使館参事官
ヨン・スー・リー	在オーストラリア韓国大使館一等書記官
ヒュン・スー・ユン	外務貿易省国際経済局経済協力課
ユン・ジュアング・バエ	海洋漁業省国際協力課課長補佐
ダエ・ユン・ムーン	国立漁業調査開発研究所遠洋漁業資源部上席研究官
ジュン・スーク・パク	海洋漁業省国際協力課科学者
イン・ケウン・パク	韓国遠洋漁業協会部長
ヒイ・ウオン	ドングウオン漁業会社

南アフリカ

ユージーン・グローブラー	在オーストラリア南アフリカ大使館参事官
--------------	---------------------

台湾

コルビン・リュウ	在オーストラリア台北経済文化事務所経済課課長
ボブ・ルー	在オーストラリア台北経済文化事務所

CCSBT 事務局

キャンベル・マグレガー	事務局長
前 章裕	事務局次長
チカ・スカリー	事務担当

通訳

サエミ・ババ
クミ・コイケ
ユキ・サイエグ

オーストラリアのオープニングステートメント

オーストラリアは、この CCSBT の重要な会合への CCSBT 加盟国及び非加盟国の参加を歓迎します。

私は、開会の挨拶で多くの時間を費やそうとは思っていません。しかしながら、オーストラリアの考えや、現在の立場について、いくつかの問題や誤解があるようなので、私としては提起し、記録に残しておきたい多くの事項があります。

1 つ目は、日本の漁船の寄港についてです。ご指摘の通り、TAC に合意できず、その後の日本の EFP に至った抗議として、日本漁船に対して、現在、寄港を禁止する制裁が課せられています。それは当時の政府の決定であり、またその決定は、日本漁船が許可の下、オーストラリア排他的経済水域内で操業することも排除しています。オーストラリアが、病気や負傷した船員や遭難した船に寄港を許可することに関連する国際海洋法、規範及び規則を履行しないで、そのような禁止措置を行っているという指摘をすることは不適切です。オーストラリアは、この点に関して、国際法の下全ての義務を履行します。

仮に、渡辺さん、日本国水産庁の方々、及びその他日本漁船の操業者の方々が、このことについて関心があるのであれば、いつでも個人的に私に問い合わせをしてもらっても構いません。私は、皆さんとこの問題にいっしょに取り組んでいきたい。オーストラリアは、この禁止措置を解除することを受け入れますが、そうするために、我々は、CCSBT での協力及び正常化に関する保証、また、禁止措置や本質的な法廷闘争に導いた一方的な調査漁獲（後で言及する。）を行わない方針転換についての保証を得たいと思います。

私は、この問題の解決策を模索するために、日本国水産庁や業界の方々と、この 3 日間に渡って、喜んで、更にこの問題を討議したい。

私は、議題に基づき作業するでしょう。

オーストラリアは、韓国からの正式な代表団の今日ここへの参加を歓迎し、また、他の国が、この重要な会議に公式な代表団を送ることができなかったことを遺憾に思います。このことは、CCSBT の加盟国にとって、重要な問題であります。我々は、我々自身への規制や管理を通じて、この資源を頑強にするプロセスを開始しようと努力しています。我々は、非加盟国や便宜置籍船によって、我々の努力が無にされ続けていることに失望しています。このような事が継続できないことは明確です。しかしながら、我々は、加盟について、韓国と正式に協議する機会を得られることを歓迎しています。

我々は、貿易情報スキームに関する最近の会合からの進展に満足しています。また、オーストラリアは、日本の行動計画を採択することに利点を見出しています。しかしながら、最終化しなければならない問題点があります。オーストラリアは、喜んで、CCSBT の将来の会合スケジュールに関する討議を行います。また、我々は、他の委員会がこれまで行っているように、我々が会合を計画できるように、また、毎年 1 回の CCSBT 会合で済むように、外部科学者を CCSBT が雇用することを提案します。更に、このことが、他のマグロ委員会とも一貫性を持っています。私は、外部科学者を雇用することが、大きな改革となり、その改革が、委員会をより専門的な委員会とし、また、閉会期間中での活動を改善するでしょう。

我々は、CCSBT事務局でのデータ管理についての協議において、当初の合意があることに満足しており、また、これが、外部科学者の役割を支援し、また、各国の科学者を支援することに合意しています。

オーストラリアは、CCSBT加盟国が、SC/SAGの独立議長や、諮問パネルのメンバーに関して合意していることに満足しています。彼らは、CCSBTへの科学的なアドバイスを行う優れたグループであり、また、私は、これが彼らの役割であると確認しています。

オーストラリアは、科学調査（SR）の提案に関する文書を加盟国に提示できないことをお詫びします。この提案が、漁業における主要な不確実性を目標に定める将来の調査の必要性に関連して、全体的かつ均衡した展望を提示するので、この問題に関して前進するための最も適切な方法であるように思われます。

我々は、事前に、また最近の会合での文書に関する提案や要求に従って、少なくとも会合の2週間前に討議文書を提出するために、文書を回章していないので、我々は、この文書は、この会合では討議されない事を、良く理解しています。しかしながら、我々は、本日その文書を提出し、また次の会合の前に、その概念に関する意見を伺いたいと思います。

EFPの問題に関して、我々は、議題に再び掲載されていることを確認し、また、我々のそれに対する見解は、最近の会合で表明していると述べています。オーストラリアが述べているように、このEFPの問題は、科学調査文書を作成する場合において反映され、また、我々は、締約国や外部科学者によって支持され、承認された調査の全体的な計画における主要な不確実性を取り扱う科学調査の広範な問題を議論する準備をしている。この計画は、その要素を混合するかも知れず、また、小規模で、良く計画され、また科学的に有効なEFPを含むかもしれない。しかしながら、締約国及び外部科学者は、我々が行っている他の重要な調査分野と比較して、調査の種類ごとの費用対効果を考慮する必要があるでしょう。

オーストラリアは、科学調査に対する全ての将来の計画や提案は、厳しく評価され、また、科学的なメリットがあるか示さなければならないと考えている。過去の2つのEFPは、日本によって一方的に実施され、この基準には当てはまるものではなかったというのが、我々の確固とした見解です。

締約国が、CCSBTの機能を改善するために、努力するという事は明確です。オーストラリアは、ミナミマグロと締約国が、CCSBTが十分に機能を果たすことによって、最良の便宜を得られると確信しています。また、非加盟国対策やCCSBT内の信頼や協力関係を再構築しながら、翌年に外部科学者をCCSBTの一員とすることに努力するつもりである。このことは、全ての締約国が、国連海洋法条約や1993年条約を含む国際法の下での義務を履行することを促進するものです。

オーストラリアは、近年、かなり主導的にデータ収集及びミナミマグロ管理を改善しており、また、我々は、加盟国間に最も透明性あるプロセスを有していると確信しています。しかしながら、我々は、技術及び情報システムが開発されるように、改善をすることを継続する意思を有し、また最後に、他の加盟国や非加盟国の公約を受け入れます。

私は、締約国による建設的で進歩的な会合を期待し、また、是非、我々のきれいな都市キャンベラを楽しんで下さい。

日本のオープニングステートメント

1. 日本、豪州、NZはこれまで、みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT) の下、ミナミマグロの保存と最適利用を実現するため議論を継続してきた。その結果、ミナミマグロの生物学的特性、その他種々の情報の収集等に一定の成果を納めてきた。しかしながら、保存管理の基礎となるミナミマグロの資源評価については、締約国間で統一的な見解が得られていない。また、このような問題が解決されない一方で、非締約国・地域の漁獲が急増し、これが問題をさらに大きくしている。
2. 今後は、①科学プロセスの正常化、②非締約国・地域対策の強化を2つの柱として将来のCCSBTの発展のために締約国間、さらには非加盟国・地域とも更なる協力を進めていく必要がある。
3. 幸い昨年CCSBT6会合、その直前に開催されたピア・レビュー・ワークショップでは、これらの問題について、これまででない進展が見られ、CCSBT6においては、以下の3点について一致した。
 - (1) 本年6月1日からの「貿易情報スキーム」の実施
 - (2) 外部科学者からなる「諮問パネル」を設置(本パネルは資源評価等について科学委員会で意見の対立が続いた際に独自の勧告を行うことができる。)及び科学委員会及び資源評価グループの議長を独立議長として任命。
 - (3) 資源評価手法の統一、簡略化を目指したワークショップ(資源評価手続きワークショップ)の開催。さらに、昨年CCSBT6においては、締約国と韓国、台湾との間の率直な意見交換が行われ、双方の理解を深められた。また、我が国が提案した非協力的非締約国・地域への貿易関連措置を含む「行動計画」案についても、その採択に向けて早急に検討されることとなった。
4. 我が国としては、今回の再開会合が成果を納め、CCSBTの機能強化に向けて昨年に達成されたモーメントが失われなことを期待する。
5. (科学プロセスの正常化)

科学委員会及び資源評価グループの独立議長、諮問パネルのメンバーについては、締約国間ですでに結論が出されている。今後、これらの独立議長、パネルを有効に活用していくことが必要。

資源評価手続きワークショップに関する作業は、今後最優先で進めていくべきものと認識している。そのため、諮問パネル及び独立議長の参加を得てできるだけ早期に開催し、また、資源評価手続きの統一、簡略化を効率的に進めることができるよう本ワークショップを構築していくべきである。

科学プロセスの正常化を促進させ、資源評価の客観性、透明性を図るためにも、事務局には、他のマグロ関連地域漁業管理機関と同等レベルのデータの収集管理機能を付与するべきである。また、ピアレビューとピアレビュー・ワークショップでも勧告されたとおり、他の関係漁業機関、例えばIOTC、ICCATからの協力を積極的に引き出し、公平な助言を得るべきである。
6. (非締約国・地域対策)

非締約国・地域対策については、豪・NZの協力を得て更なる対策を強化していきたい。

韓国については、漁獲量の枠について交渉がまとまっておらず、誠に残念である。日本の漁民が過去10年間抑制された割当量に甘んじてきた一方で、韓国が漁獲を無制限に増大させてきた。このような事態の流れは非合理的であり受け入れられない。韓国の協力はCCSBTの機

能強化の促進に不可欠であり、韓国政府に対しては、1998年から1999年3月までの間、数度に亘り韓国側が受け入れ可能としてきた現行の提示量(1,000トン)を受け入れるようより柔軟な対応をするよう促したい。

日本は、台湾がCCSBTの重要な構成員として活動することを強く希望する。CCSBTにおける台湾の参加の形式については、前回会合の代表団長間会合で現実的な解決策について建設的な話し合いが行われた。日本は今国会合でこの問題について決着することを期待している。いずれにせよ、台湾が自主的に条約に定められている義務を尊重すること、漁獲枠についてはCCSBTが示唆している枠に抑えることに同意することを強く要望する。

我が方は、非締約国・地域対策をさらに強化するためには前回我が方が提案した「行動計画」案を本国会合で採択することが必須であると考え。本計画案は、米国、ECがメンバー国であるICCATにおいて、WTO協定との整合性が確保され、1994年に採択された同趣旨の行動計画を雛形として策定したものである。

前回会合で本年6月1日からの実施が決定された貿易情報スキームについては、これが早急に実施に移されることを期待する。

7. (TAC・EFP)

TACは締約国及び非締約国・地域に対する漁獲配分を考慮して設定すべきである。我が国は、CCSBTがこれまで資源評価に基づきTACを決定できない現状に鑑み、可能な限り早期にTACが設定されるよう、時間的制限を設けて科学プロセスの正常化を進める必要があると考える。

日本は、科学プロセスの正常化を進めるため、3年計画(1999-2001)のEFPという昨年のEFP作業部会での結論に従い、2000年に開始され、2001年に終了する2年間の共同EFPを、そのために特別に設置される作業部会において提案し、議論することを望む。コンセンサスを獲得するため、また、協力的精神に基づき、豪、NZの立場に配慮して、日本は、2000年及び2001年の共同EFPの上限を各年1500トンに設定すること、科学的な必要性等やむを得ない事情でこの上限を超過した場合は、共同EFPに参加した締約国の翌年の国別割当量から差し引くことを提案したい。超過分を差し引く場合、漁獲参加船舶の漁獲比率を最も重要な基準とする。

8. (寄港問題)

寄港は水供給、船員の病気治療のため不可欠であり、人道的見地より豪州・NZは、両国港湾への我が国まぐろ延縄漁船の寄港禁止措置を解除するべきである。

9. 最後に、日本の代表団は、今国会合が成功を収めることに全力を尽くす。その結果、締約国の協力関係とCCSBTの機能がさらに強化されていくことを期待する。

ニュージーランドのオープニングステートメント

オーストラリア及び日本の代表団の皆様おはようございます、そしてよろしく申し上げます。南アフリカからのオブザーバーの参加を感謝し、また我々は、特に台湾及び韓国からの代表者の方々を歓迎します。

この会合が第6回委員会の再開会合であることから、開会の辞は概略に留めたいと思います。締約国は、ミナミマグロの持続的な漁獲を行うことを公約し、また、根本的な問題に関して、我々が多様な合意の方策を有している点では、実質的な基礎を有しています。この会合は、委員会が直面している主要な問題において進展が図れるように、より共通の立場を見つける機会を提供するでしょう。

我々は、国際海洋法裁判所からの決定及び指導や、次の法的段階を認識しているが、この会合での我々の関心は、干渉されることなく、他の代表団の方々と作業を行い、この委員会の機能を効果的にするメカニズムを確保することです。ニュージーランドにとっての基本的な要求は、効果的に機能を果たす委員会を再構築するため、残りの手段を講じることであり、また、我々の評価では、近年の議論は、この目的に向かってかなりの進展があります。

委員会会合の2日間と言う限られた時間のために、我々は、有益な報告結果を出すことを確保するため、議長の助力を得て、効率的に作業することが必要です。

この会合で、我々は、韓国及び台湾からの代表者の参加を得て、委員会へ参加する責任及び義務を果たすために残された段階に関して交渉を迅速に進めるべきです。また、委員会は、貿易情報スキームを実施することを確認し、また委員会の管理に関する取決めへの協力拒否に対する次の手段の実施を検討する必要があります。結局のところは、これらのメカニズムは、評価や管理のために重要なデータを得るためでなく、ミナミマグロに関して、他の漁業委員会との協力を促進する誘因を提供することを確保するものである。

加盟国は、原則的に、資源評価における問題を解決するために用いるメカニズムや、委員会が利用する科学プロセスに合意している。我々は、2つの作業グループで合意された結果を支持し、また賢明な管理決定のために重要となる資源評価の助言を、我々に提供してもらうために、費用効果プロセスを実施する必要がある。科学プロセスへのこのような改善は、管理戦略の改善や、TAC 設定のために結果的に改善された手続を通じて、合意された回復目標を達成するために重要である。

最近の事柄の結果として、国際社会は、委員会が、我々の相違を解決するため、また、重要な問題に関して進展を図るために講じる手段を、じっくり観察するでしょう。我々は、委員会での3締約国間が全会一致出来る分野をより模索するため、柔軟性と、建設的な妥協を適用することで、この会合での進展を確かにする全ての合理的な努力を講じるつもりです。

韓国のオープニングステートメント

議長、代表団の皆さん、

韓国代表団は、みなみまぐろ保存委員会の第6回年次会合再開会合に参加できたことを喜び、我々代表団を招請してくれた CCSBT の加盟各国並びに事務局に感謝します。

今回、CCSBT の会合に再度出席するにあたり、韓国代表団は、昨年11月に開催された年次会合において、我々代表団が CCSBT への加盟に向けて奮闘した事が、期待に沿わない残念な結果に終わってしまった事を思い出さざるを得ません。しかしながら、前回の会合以降、今会合が開催されるまでの期間、韓国政府と CCSBT の間で、書面を通じ、さらには最近開催された日本政府とのハイレベル協議を通じて、対話の機会が持たれた事を、喜んで述べさせてもらおうと共に、これらに際し助力いただいた CCSBT 事務局に感謝の意を表します。

韓国代表団は、この3日間で多くの議題を協議しなければならないことに留意しているため、韓国の加盟のための継続的な交渉と同様に、議題の討議に積極的に参加することを約束します。

まず、韓国代表団は、ミナミマグロ資源の管理と保存への責任については、CCSBT の加盟国のみならず、関連する全ての国々がこの問題を共有し、考慮しているものと考えます。早急に、主要漁業国が決められた枠組み内で、相互に協力していくことを確実にすることが、CCSBT の関心事です。この目的を達成させる為には、CCSBT と非加盟各国が公平で、かつお互いに満足のいく漁獲量を、非加盟国それぞれの社会経済的な状況を配慮した上で設定することが不可欠です。

韓国代表団は、提案されたアクションプランに関して、この提案は、特に韓国に対して適用することは、逆効果であると確信しています。委員会が実施するミナミマグロの管理、保存への努力に対する、韓国の積極的な協力、並びに責任ある漁業国としてのこれまでの実績を考慮すれば、提案されているアクションプランに含まれる貿易制限措置は、進行中の韓国と CCSBT との交渉を阻害するだけである。我々代表団は、委員会の活動への、韓国の誠実な協力姿勢に対して配慮を欠く提案について、強い懸念を抱いています。

貿易情報スキームに関しては、韓国代表団は、予定通りこの実行に協力することを繰り返し述べたい。また、そのスキームに従って、我々代表団は、今会合開催中に、事務局宛、韓国の国家認証当局の印象ならびに署名を提出し、登録します。

議長、韓国の CCSBT への加盟の問題については、韓国政府は1996年以来、加盟に対し確固とした意思を述べています。韓国は継続的に科学委員会並びに年次会合に参加し、かつ科学的な情報及び統計を定期的に CCSBT に提供しています。また、1999年には、条約水域内での延縄漁業から自主的に撤退し、年間漁獲枠を 1,600 トンに設定しています。更に韓国は、1999年1月現在で、マグロの延縄漁獲に従事する便宜置籍船を有していません。

このように、韓国は、SBT の保存と最適利用の確保について、CCSBT の加盟各国とその目標を共有していると考えます。

議長、今後の我々の作業は困難であるため、今会合での討議が効率的、かつ建設的な方法で行われることがより重要です。我々代表団は、これについて全面的に協力します。我々は、議長の確な采配によって、既に機が熟している韓国の CCSBT への加盟が、我々と委員会双方の満足のいく形で実現されることを祈念しています。

ありがとうございました。

CCSBT6における南アフリカのオープニングステートメント

議長、代表団の皆さん、

南アフリカは、ミナマガロ保存委員会の第6回年次会合に、オブザーバーとしての参加を招請されたことを光栄に思っています。ご承知のとおり、南アフリカは、この委員会の極めて重要で貴重な資源の保存を目的としている模範的な活動に、大変関心を持っています。

ご出席の各国同様、南アフリカは海洋資源の持続的利用を確保するため、責任ある漁獲を心がけています。我々は、一発展途上国として、現在世界中で激発している、無秩序、無規制、無報告漁業の問題を懸念しています。これは、責任ある漁獲を行っている国々だけの問題ではなく、委員会にとっても、その活動を困難にする要因であると考えます。

上述のとおり、南アフリカはミナマガロの持続的利用が推進され、実現するよう、全力で取り組む意向です。我々は、この目標を達成するため、いかなる要請に対しても協力を惜しみません。また、限られた財源並びに人材ではありますが、ミナマガロ保存委員会への加盟も再度検討しています。

発言の機会に恵まれたことを感謝します。

議長、ありがとうございました。

台湾のオープニングステートメント

この会合への参加を招請されたことに感謝します。

マグロ類の漁獲国として、我々は、その持続的利用のために、マグロ資源の保存と管理が重要であることを認識しています。我々は、この目標を達成するためには、すべての関係国による共通の努力が極めて重要であることも認識しています。

ミナミマグロの保存目的のため、台湾政府は1995年の CCSBT の決定を尊重し、1996年以降ミナミマグロの年間漁獲を 1,450 トンに自主規制する措置を課してきました。この措置を実施するため、我が政府は格別の努力をし、満足いく結果が得られました。なお、我々は CCSBT 事務局に「1998年-99年 台湾ミナミマグロ漁獲レビュー」を提出しています。

さらに台湾は、ミナミマグロの保存に関する調査及び海鳥の偶発的捕獲の問題を担当する科学者を派遣し、漁業者に、海鳥の偶発的捕獲を回避する方法を指導する冊子を作成した。

また台湾農業省は、今年6月1日からの「貿易情報スキーム」の実施を決定し、これに先駆け、同年3月3日には、これに関する規則を告示したことも述べておきたい。

台湾は、CCSBT がミナミマグロの保存の為に行った諸活動を、支持していることを繰り返し述べると共に、台湾は CCSBT の非加盟国ではあるが、ミナミマグロの保存という、同じ目的のために多大な努力をしており、これらの努力がミナミマグロの漁獲に携わる全ての国々に、認識され、また感謝されてしかるべきであると考えています。

世界の主要漁業国の一国として、我々はマグロ資源の保存と管理を考慮している。従って、我々は価値あるミナミマグロの持続的利用という目的を達するため、今後も CCSBT の加盟各国との協力を継続していきたいと思えます。

最後に、再度、この会合への参加を招請してくれたことに対し感謝し、また開催国のオーストラリアの歓待にも感謝の意を表します。

行動計画

みなみまぐろ保存委員会は、

みなみまぐろ保存条約の目的は、みなみまぐろ(SBT)の保存及び最適利用を確保することであることを想起し、

非締約国に登録されている多数の漁船がSBTを漁獲していることを認識し、

CCSBTの保存措置の効果を確保するため、必要に応じて緊急の行動をとることが必要であることを確信し、

非締約国が条約に加盟又は委員会に協力することを促進するため、締約国が払った精力的な努力を認識し、

条約第15条第4項の下、締約国は、条約の目的に悪影響を及ぼす非加盟国の漁獲活動を阻止するための適切な行動を取る義務を有していることを想起し、

以下のとおり決議する。

1. 委員会は、みなみまぐろを漁獲している非メンバーに対して、SBTの保存管理及び最適利用のためにメンバーに適用されている措置(以下「保存管理措置」という。)の実施に関し、十分に協力するよう求める。また、委員会は、当該非メンバーに対し、そのとった行動を委員会に通報するよう求める。
2. 委員会は、第7回委員会又はその前に、更に、その後は、各々の年次会合において、委員会によって集計された漁獲データ、貿易情報並びに漁港及び漁場において得られた他の関連情報に基づいて、保存管理措置の有効性を減じるような方法でSBTを漁獲している非メンバーを特定する。
3. 委員会の議長は、パラグラフ2. で特定される非メンバーに対し、保存管理措置の有効性を減じないように漁業活動を変更するように求めるとともに、本件に関して当該非メンバーがとった行動を委員会に通報するよう求める。
4. メンバーは、共同して又は個別に、SBTを漁獲している非メンバーに対し、保存管理措置の実施に関し、委員会と十分に協力するよう求める。
5. 委員会は、適切な場合には、今後の年次会合において、パラグラフ3. 及び4. に従って要求される非メンバーがとった行動を評価し、漁獲活動を変更しなかった非メンバーを特定する。
6. 委員会は、パラグラフ5. によって特定される非メンバーからの全ての形態のみなみまぐろ製品に関して、メンバーの国際的な義務に合致した貿易制限措置を課すことを決定できる。

CCSBTのミナミマグロ統計証明書計画

1. 原則／一般

1. 1 加盟国の領土への輸入にあたっては、すべてのミナミマグロは、CCSBTの統計証明書を伴わなければならない。この要求に例外規定はない。
1. 2 この計画の実施は、関係する国際的な義務に合致したものでなければならない。
1. 3 委員会は、この計画の効果及び現実性を確保するため、計画の実施状況を、時宜を失することなく定期的にレビューする。
1. 4 委員会は、輸出国／漁業団体の関係当局が、各輸出業者にこの計画による要求を周知するよう要請する。

2. 要求される情報

2. 1 標準となるCCSBTのミナミマグロ統計証明書の様式及びその指示書は別紙 1 の通り。国／漁業団体は、この様式を使用することを要請される。翻訳の追加等の最低限の修正は可能であるが、できる限り標準の様式を採用すべきであり、この様式にある情報の項目は削除することはできない。
2. 2 蓄養されたマグロの輸入は、以下の方法によって取り扱う：
 - (a) ミナミマグロ統計証明書は、マグロが蓄養された国／漁業団体の当局によって確認されなければならない、
 - (b) 5. 2 に従って、計画に基づき収集された輸入データを加盟国に報告する場合、事務局長は、蓄養された魚の輸入の量を、各々の国／漁業団体毎に他の輸入物と別個に記録しなければならない。
 - (c) 蓄養されたマグロについてCCSBTのミナミマグロ統計証明書を作成する場合には、各証明書について、輸出の部の第 1 項の「漁獲した漁船の旗国／漁業団体」の代わりに、輸出国／漁業団体の名称を、輸出の部の第 2 項の「漁船名、登録番号」の代わりに、マグロの蓄養場の名称を記述する；各証明書の輸出の部の第 6 項（魚の詳細）については、「漁具コード」は「蓄養」と記述し、「製品重量」は蓄養後の重量とし、「漁獲時期」及び「漁獲海域」は記述する必要はないが、他の項目は一般の証明書の場合と同様に記載する、
 - (d) 加盟国は、マグロの輸出実績のある蓄養場の総合的な情報を保持しなければならない。次の情報が記録される：蓄養するマグロを漁獲した漁船の名前、漁船の旗国／漁業団体、漁具コード、漁獲時の漁獲総量、漁獲海域、マグロの受け入れ日時、及び蓄養における魚の生存率と死亡率。
 - (e) 加盟国は、そのような情報を平均して 6 カ月毎に事務局に提出しなければならない。この枠組みの外の情報に対する緊急な要求は、その要求による負担を軽減するため、要求を行った加盟国によって委員会に具体化されなければならない。

3. 確認

3. 1 CCSBTのミナミマグロ統計証明書は、原則として、マグロを漁獲した漁船の旗国／漁業団体の担当官によって確認されなければならない。
3. 2 上記 3. 1 の担当官によるミナミマグロ統計証明書の確認の要求は、委員会の加盟国については、旗国／漁業団体の当局によって正式に委任された機関による確認で対応することができる。委任する機関を利用する加盟国は、その委任状について原本証明したコピーを、事務局長に送付しなければならない。

4. 情報の交換

4. 1 もし加盟国が、自国の使用のために標準のミナミマグロ統計証明書の様式を修正した場合には、その修正した様式の写しを事務局長に提供しなければならない。事務局長は、その修正された様式を、他の加盟国、及び、ミナミマグロを漁獲し、加盟国に輸出する非加盟国／地域に提供しなければならない。

4. 2 各加盟国は、確認に関する情報（例えば、確認のタイプ、証明書を確認する機関の名称、証明書を確認する担当官の肩書き、印影の見本）を事務局長に提供し、また、その変更を時宜を失せず連絡しなければならない。事務局長は、ミナミマグロを漁獲し、加盟国に輸出するすべての非加盟国／地域に対し、確認に関する情報の提供を要請し、提供された情報の変更について、時宜を失せず通報するように求めなければならない。

4. 3 事務局長は、上記4. 1及び4. 2で特定された情報を保管し、最新化するとともに、それらをすべての加盟国に提供し、変更がある場合には直ちに連絡しなければならない。

5. 記録と報告

5. 1 ミナミマグロを輸入した加盟国は、輸入によって得られた全てのミナミマグロ統計証明書の原本を保持しなければならない。加盟国は、これら原本をコピーの形で4半期毎に事務局長に送付しなければならない。しかしながら、輸入の最終地及び日時を除く輸入部分を省略することができる。事務局長は、これら証明書から電子データベースで生データを作成しなければならない。

5. 2 事務局長は、データベースにおける生データの守秘性を確保しなければならない。そして、確認された統計証明に関連した生データのみ、いかなる国／漁業団体に対しても公開しなければならない。国／漁業団体が、他の国／漁業団体に関連した生データを要求する場合、事務局長は、後の合意がある場合に限り、そのデータを公表してもよい。

5. 3 事務局長は、毎年、前年の7月1日から12月31日までのものを4月1日までに、当年の1月1日から6月30日までのものを10月1日までに、計画に基づき収集されたデータを委員会に報告し、また加盟国に回章しなければならない。報告書の様式は、別紙2として添付されている。事務局長は、その報告の電子コピーを、事前に指定された各加盟国の当局に提供しなければならない。

5. 4 科学委員会又は委員会の他の補助機関の要求において、事務局長は、委員会の承認を得て、より頻繁に、または5. 3で規定されたものよりも詳細な高いレベルで、計画によって収集されたデータをその機関に提供しなければならない。

5. 5 5. 3に言及された輸入データを受け取るに当たって、ミナミマグロを輸出する加盟国は、これら輸入データと自国の輸出データを照合し、その結果を委員会に報告しなければならない。必要があれば、輸出する加盟国は、5. 1に従って輸入する加盟国によって事務局に提出された、確認されたいかなる統計証明書のコピーを事務局から入手してもよい。

5. 6 委員会は、事務局長に対して、主要なミナミマグロ輸入国／漁業団体である非加盟国に、計画の実施に協力するため、またその実施から得られたデータを委員会に提供することを指示する。

6. 再輸出

6. 1 ある加盟国は、CCSBTのミナミマグロ統計証明書、あるいはCCSBTのミナミマグロ再輸出証明書とともに自国に輸入されたミナミマグロに対し、CCSBTのミナミマグロ再輸出証明書（標準的な様式は別紙3の通り）の確認を行うことができる。CCSBTのミナミマグロ再輸出証明書は、担当官、あるいは上記3. 2に基づき加盟国の当局によつてCCSBTのミナミマグロ統計証明書を確認することを正式に委任された機関によって確認されなければならない。輸入されたミナミマグロに伴われたミナミマグロ統計証明書の原本の写しが、CCSBTのミナミマグロ再輸出証明書に添付されなければならない。添付されたミナミ

マグロ統計証明書の原本の写しは、CCSBTのミナミマグロ統計証明書を確認する担当官、あるいは加盟国の当局によって正式に委任された機関によって確認されなければならない。再輸出されたミナミマグロが再度再輸出される場合には、ミナミマグロの輸入にあたって伴われた、統計証明書及び再輸出証明書の確認済みの写しを含む、すべての証明書の写しを、再輸出国により確認されることになる新しい再輸出証明書に添付しなければならない。新しい再輸出証明書に添付される証明書のすべての写しは、CCSBTのミナミマグロ統計証明書を確認する担当官、あるいは加盟国の当局により正式に委任された機関によって確認されなければならない。

6. 2 ミナミマグロを輸入する加盟国は、上記6. 1で求められているすべての確認済みの写しが付されている場合には、同6. 1の再輸出証明書を受け入れなければならない。

6. 3 上記6. 1の手続きに従い再輸出証明書を確認する加盟国は、ミナミマグロの再輸出業者から、再輸出しようとするミナミマグロが、輸入されたミナミマグロに対応することを証明するために必要な書類（例えば、売買契約書）を求めなければならない。求めがある場合には、再輸出証明書を確認する加盟国は、旗国／漁業団体、あるいは輸入国に対し、この照合の証拠を提供しなければならない。

6. 4 事務局長は、毎年、前年の7月1日から12月31日までのものを4月1日までに、当年の1月1日から6月30日までのものを10月1日までに、再輸出証明書から得られたデータを加盟国に報告し、また回章しなければならない。報告書の様式は、別紙4として添付されている。

6. 5 加盟国は、CCSBTのミナミマグロ統計証明書計画と実質的に同等なスキームを作成し、この計画の要求に従って実施している非加盟国／地域によって確認された再輸出証明書を受け入れることができる。

6. 6 5. 1及び5. 2の規定は、ミナミマグロ統計証明書に添付されるよう求められているいかなる再輸出証明書にも適用される。

文書番号	CCSBTミナミマグロ統計証明書 <input type="checkbox"/> 漁獲 <input type="checkbox"/> 蓄養					
輸出の部:						
1. 漁獲した漁船軒国／漁業団体						
2. 漁船名、登録番号(可能な場合)						
3. その他の漁法(例えば、定置網)に関する情報						
4. 加工場(適当な場合) 名称と住所						
5. 輸出地点(国／漁業団体、州又は県、市)						
6. 魚の詳細						
製品(a) F/FR	タイプ(b) RD/GG/DR/FL/OT	漁獲時期 (月／年)	漁具コード(c)	漁獲海域(d)	製品重量 (kg)	魚の尾数 (RD, GG, DRの場合)
(a): F=生鮮, FR=冷凍						
(b): RD=丸, GG=鰹腹抜き, DR=ドレス, FL=フィレ, OT=その他 (積み荷のタイプを記載する; _____.)						
(c): 漁具コードがOTの場合、漁具のタイプを記載する; _____.						
(d): SBTの統計海区(1～10)又はその他の海域(11～13)						
7. 輸出業者の証明 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記の情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。						
名称	住所		署名	日付	許可番号 (適当な場合)	
8. 当局による確認 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記にリストされた情報は完全で、正しく、誤りがないことを確認する。						
氏名及び肩書き			署名	日付	公印	
輸入の部						
輸入の部 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記の情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。						
輸入業者の証明(中間国)(適当な場合)						
名称	住所		署名	日付	許可番号(適当な場合)	
輸入業者の証明(中間国)(適当な場合)						
名称	住所		署名	日付	許可番号(適当な場合)	
輸入業者の証明(積み荷の最終目的地)						
名称	住所		署名	日付	許可番号(適当な場合)	
輸入の最終地点: 国／漁業団体 _____ 州又は県 _____ 市						

注1: この様式の作成にあたり英語以外の言語を使用する場合には、この様式に英訳を追加されたい。

注2: 蓄養魚の場合には、指示書の斜体字の部分参照されたい。

ミナミマグロ統計証明書指示書

この様式を作成する際に英語以外の言語が使用される場合には、証明書に英訳を追加されたい。

文書番号

輸出国／漁業団体により割り振られた文書番号を記入する。

タイトル

適当なボックスをチェックする。

輸出の部

1. 漁獲した漁船の旗国／漁業団体

積み荷にあるミナミマグロを漁獲した漁船の船籍国／漁業団体名を記入する。この項目は、この証明書を発行する国／漁業団体と同じものである。蓄養魚の場合には、漁船の国／漁業団体名の代わりに、輸出国／漁業団体名を記入する。

2. 漁船名、登録番号（可能な場合）

積み荷にあるミナミマグロを漁獲した漁船名と登録番号を記入する。蓄養魚の場合には、漁船名と登録番号に代わりに、マグロの蓄養場の名称を記入する。

3. その他の漁法（例えば、定置網）に関する情報

積み荷にあるミナミマグロが漁船以外の方法（例えば、定置網）によって漁獲された場合には、その手段を記入する。

4. 加工場

積み荷にあるミナミマグロを加工した加工場の名称と住所を記入する（適当な場合）。輸出業者と同一の場合は、「輸出業者と同じ」と記入する。

5. 輸出地点（国／漁業団体、州又は県、市）

ミナミマグロを輸出した地点の国／漁業団体、州又は県、市を特定する。

6. 魚の詳細

輸出業者は、最も高い精度で、以下の情報を提供しなければならない。注：一つの製品形態について一行を使用すること。

(1) 製品：船積みされる製品の形態を、生鮮 (F) あるいは冷凍 (FR) で特定する。

(2) タイプ：船積みされる製品のタイプを、丸 (RD)、鰹腹抜き (GG)、ドレス (DR)、フィレ (FL)、あるいはその他 (OT) で特定する；その他の場合は、積み荷のタイプを記載する。

(3) 漁獲時期：積み荷にあるミナミマグロが漁獲された時期（年月）を記入する。蓄養魚の場合には、この項目を記入する必要はない。

(4) 漁具コード：次のリストを使用して、ミナミマグロを漁獲するために使われた漁具の種類を特定する；その他のタイプの場合には、漁具のタイプを記載する；蓄養魚の場合には、「蓄養」と記述する。

<u>漁具コード</u>	<u>漁具のタイプ</u>
BB	竿釣り
GILL	刺し網
HAND	手釣り

HARP	鋸
LL	延縄
MWT	中層トロール
PS	巻き網
RR	引き縄 (Rod and Reel)
SPHL	手釣り (遊魚)
SPOR	その他の遊魚
SURF	その他の表層漁業
TL	樽流し
TRAP	定置網
TROL	引き縄 (Troll)
UNCL	不詳
OT	その他

(5) 漁獲海域：ミナミマグロが漁獲された海域を、1～13の番号（別添の地図参照）を使用して特定する。蓄養魚の場合には、この項目を記入する必要はない。

(6) 製品重量：キログラム単位での製品重量；蓄養魚の場合には、蓄養後の製品の重量を記入する。

(7) 魚の尾数：タイプがRD、GGあるいはDRの場合には、魚の尾数を記入する。

7. 輸出業者の証明

ミナミマグロの積み荷を輸出する個人あるいは会社は、その氏名／名称、住所、署名、積み荷が輸出された日付、及び、取り扱い業者の許可番号（適当な場合）を提供しなければならない。

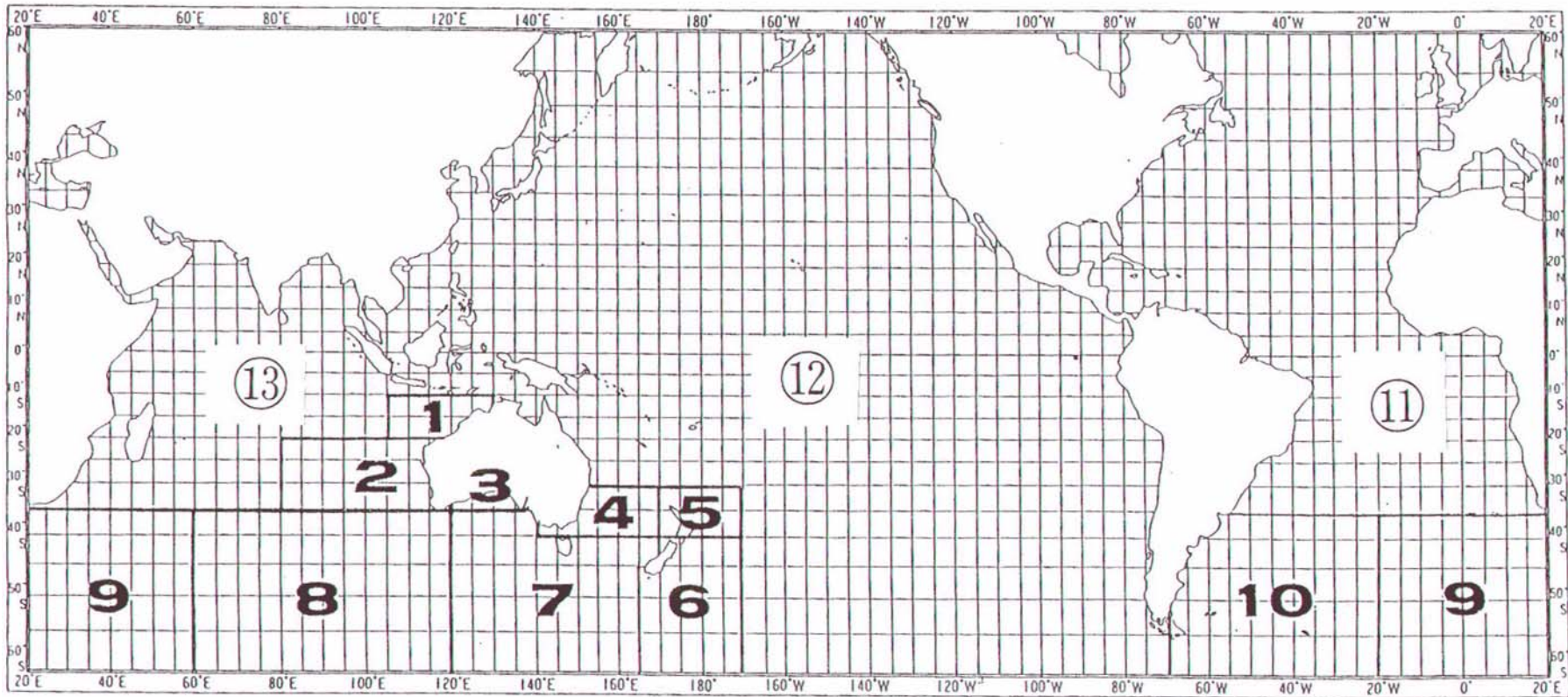
8. 当局による確認

証明書に署名する担当官の氏名と正式な肩書きを記入する。担当官は、この証明書にあるミナミマグロを漁獲した漁船の旗国／漁業団体の権限ある当局の職員でなければならない。この要求は、委員会の加盟国については、旗国／漁業団体の当局によって正式に委任された機関による確認で対応することができる。委任する機関を利用する加盟国は、その委任状について原本証明したコピーを、事務局長に送付しなければならない。

輸入の部

ミナミマグロを輸入する個人あるいは会社は、その氏名／名称、住所、署名、積み荷が輸入された日付、取り扱い業者の許可番号（適当な場合）、及び、輸入の最終地点を提供しなければならない。これには中間国への輸入（適当な場合）を含む。生鮮、冷蔵の製品については、輸入業者の署名は、当該輸入業者から正式に署名の委任を受けた通関取り扱い業者の職員によるもので代えることができる。

注：蓄養魚に関する指示は、斜体字で記載されている。



CCSBTのミナミマグロ統計証明書の半年毎の報告

期間: __ __、__ __ 輸入国
 月 月 年

旗国／漁業団体	海域コード	漁獲時期	漁具コード	輸出地点	製品 F/FR	タイプ RD/GG/DR/FL/OI	製品重量 (kg)	魚の尾数

<u>漁具コード</u>	<u>漁具のタイプ</u>	<u>製品</u>	
BB	竿釣り	F	生鮮
GILL	刺し網	FR	冷凍
HAND	手釣り		
HARP	鉾		
LL	延縄	<u>タイプ</u>	
MWT	中層トロール	RD	丸
PS	巻き網	GG	鰓腹抜き
RR	引き縄(Rod and Reel)	DR	ドレス
SPHL	手釣り(遊魚)	FL	フイレ
SPOR	その他の遊魚	OT	その他
SURF	その他の表層漁業		
TL	樽流し	<u>海域コード</u>	
TRAP	定置網	1～10	SBT統計海区
TROLL	引き縄(Troll)	11～13	その他の海域(それぞれ大西洋、太平洋、インド洋)
UNCL	不詳		
OT	その他(漁具のタイプを記載する):		

文書番号	CCSBTのミナミマグロ再輸出証明書			
再輸出の部				
1. 再輸出国／漁業団体				
2. 再輸出地点(国／漁業団体、州又は県、市)				
3. 加工場(適当な場合) 名称と住所				
4. 輸入された魚の詳細				
製品(a) F/FR	タイプ(b) RD/GG/DR/FL/OT	重量 (kg)	旗国／漁業団体	輸入日
(a) F=生鮮, FR=冷蔵 (b) RD=丸, GG=鰹腹抜き, DR=ドレス, FL=フィレ, OT=その他(積み荷のタイプを記載する; _____.)				
5. 再輸出する魚の詳細				
製品(a) F/FR	タイプ(b) RD/GG/DR/FL/OT	重量 (kg)		
(a) F=生鮮, FR=冷蔵 (b) RD=丸, GG=鰹腹抜き, DR=ドレス, FL=フィレ, OT=その他(積み荷のタイプを記載する; _____.)				
6. 再輸出業者の証明 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記の情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。				
名称	住所	署名	日付	許可番号 (適当な場合)
7. 当局による確認 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記にリストされた情報は完全で、正しく、誤りがないことを確認する。				
氏名及び肩書き	署名	日付	公印	
輸入の部				
輸入の部 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記の情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。				
輸入業者の証明(中間国)(適当な場合)				
名称	住所	署名	日付	許可番号(適当な場合)
輸入業者の証明(中間国)(適当な場合)				
名称	住所	署名	日付	許可番号(適当な場合)
輸入業者の証明(積み荷の最終目的地)				
名称	住所	署名	日付	許可番号(適当な場合)
輸入の最終地点: 国／漁業団体____州又は県____市				

注1: 再輸出証明書を確認する組織／担当官は、CCSBTのミナミマグロ統計証明書の原本の写しを確認しなければならない。そのようにして確認されたミナミマグロ統計証明書の原本の写しは、再輸出証明書に添付されなければならない。ミナミマグロが2回以上再輸出される場合には、関連する再輸出証明書のすべての確認された写しが再輸出証明書に添付されなければならない。

注2: この様式の作成にあたり英語以外の言語を使用する場合には、この様式に英訳を追加されたい。

CCSBTのミナミマグロ再輸出証明書の半年毎の報告

期間: __ ~ __、__
月 月 年

輸入国

旗国／漁業団体	再輸出国	輸出地点	製品 F/FR	タイプ RD/GG/DR/FL/OT	製品重量 (kg)

CCSBT事務局のデータベース及びデータベース管理者の付託事項
(第5校、2000年7月25日)

1. ミナミマグロ保存委員会第6回年次会合再開会合において、事務局が、他の地域漁業管理機関と情報交換を行い、締約国及び外部科学者の両方に資源評価に利用する漁業データを提示し、委員会の貿易情報スキームを監視し、あるいは、一般に情報提供を行うために、データベースを維持管理することが決定された。
2. 委員会のデータベース形式及び必要条件は、将来の資源評価及び他の必要性と共に、定期的にレビューされなければならない。
3. データベースは、1) 資源評価のための海域毎の漁獲量、サイズ及び努力量、2) 国毎及び漁法毎の年間漁獲量、及び3) 貿易統計に関するデータを含む。データ形式は、別紙Aに定義されている。
4. 仮に、科学委員会及び生態系関連種作業グループの討議において、委員会によって決定された場合において、ミナミマグロ以外のマグロ類及び混獲種に関するデータ、あるいはミナミマグロの資源評価のために求められる他の情報は、データベースに統合される。
5. データベースに関連する事務局の主要な義務は、以下のとおりである。
 - i. データベースの創設及び維持管理
 - ii. CCSBTによって設定された予定の範囲での締約国及び非加盟国からのデータ提出の促進
 - iii. 仮に、データが以下に合意された形式で、あるいは合意された予定の内に提出されない場合には、CCSBT締約国にその旨通知されなければならない。
 - iv. 締約国及び外部科学者両方からの指示に従って、資源評価に利用される漁業データを抜粋し、また、その構成を変更する。
 - v. 一般への公表、他の漁業機関との交換、及び承認された調査のための承認された形式におけるデータの抜粋及び成果

物の提示。また、

- vi. 合意された手続き及び秘密性の必要条件に従った、全てのデータベースへのアクセスに関する要求の取り扱い
6. 事務局は、科学委員会及び委員会との協議において、データベース管理における専門知識、漁業統計での経験、またデータの必要条件及び漁業資源評価に含まれるプロセスの知識を有するデータベース管理者を雇用する。データベース管理者は、事務局においてデータベースを維持管理し、締約国及び事務局間におけるデータ問題に関する効果的な連絡を確保し、締約国、非加盟国、一般及びその他へ配布するためのデータを開発し、また資源評価グループ及び科学委員会との連絡を取る。データ管理者は、科学委員会、資源評価グループ、漁業機関及び外部科学者からの、資源評価目的のためのデータの抜粋及びその構成を変換する要求に応える。
7. 事務局は、委員会によって設定されたデータの秘密要件があくまで実施されることを確保する。データの秘密要件は、別紙Bに詳しく規定してある。
8. 事務局は、コンピュータ産業における一般的に受け入れられている基準に従って、データベースへの安全なアクセスを確保する。
9. 事務局は、他の地域漁業機関及び一般に対する配布のため、印刷物及び電子形式で、また、別紙Bで定義されているように、適切な集計レベルでデータベースの成果物を作成する。
10. 事務局は、非加盟国の漁獲量、努力量及びサイズを編集できる適切な情報をデータベースに含める。事務局は、含まれるデータに関して、科学委員会及び委員会と協議する。

別紙A

CCSBT事務局で維持管理されるデータのデータベース形式

1. 海域毎の漁獲量及び努力量

表層漁業では1度区画、延縄漁業では5度区画による月別漁獲量(尾数及び重量)及び努力量[形式:漁法(延縄/まき網/竿釣り/中型延縄)、年、月、国/団体、収集海域、努力量、努力量単位、種、取り込み魚の原魚重量、換算係数、取り込み魚の数、提起している要因及び原則、及び非取り込み魚の尾数](可能な場合)

2. 国毎の漁獲量

CCSBT締約国のクオータ年月日に対応している年間(暦年及びクオータ年)で調整した各国の漁獲量(重量)。全ての仮定された調整要因は、データと伴に言及されなければならない。[形式:年、国/団体、漁法、重量及び尾数での暦年ミナミマグロ総漁獲量、クオータ年、クオータ年の始まりと終わり、また重量及び尾数でのクオータ年のミナミマグロ総漁獲量、操業船隻数]

3. 国及び海域毎のサイズデータ

サイズデータの詳細な形式を開発する必要がある。そのデータは、総漁獲量のサイズ構成を推定するために求められる情報を含む必要がある(例えば、測定魚のサイズ、測定魚の尾数、観測範囲、重み付けの要因等)。当面の間、データベースは、少なくとも、過去に締約国間で交換しているサイズデータに対応していなければならない。

4. 貿易統計(注釈:TIS作業グループによって確認されるデータの必要条件)

過去のデータの信頼性は可変的ではあるが、輸出入の情報は、貿易情報スキームを通じて利用可能にならなければならない。情報は提示され、過去のデータの潜在的な欠点を特定する。[可能であれば過去のデータ様式:年、月、国/団体、情報源、輸入国、輸出国、製品タイプ、製品総量、他の情報。現在の輸出様式1:文書番号、漁獲漁業又は蓄養漁業、漁獲船の旗国/旗団体/旗漁業団体、漁船名及び登録番号、漁獲の他の形式における情報、加工場名及び住所、輸出地点。現在の輸出様式2:文書番号、製品(生鮮/冷凍)、製品タイプ(丸/鰓腹抜き/フィレ/その他)、仮にその他の場合は、製品タイプ、漁獲時期(月/年)、漁具コード、その他の漁具の形式、漁獲の統計海区、原魚重量(kg)、尾数。現在の輸入形式:何年何月から何年何月までの期間、輸入国、輸出旗国/旗団体/旗漁業団体、海域コード、漁獲時期、漁具コード、仮にその他であれば、その漁具タイプ、輸出地点、製品タイプ、仮にその他であれば、その製品タイプ、製品重量、尾数。貿易証明スキーム文書としての現在の再輸出様式1及び2]

別紙B データの秘密性

データの情報源及び提供者に求められる秘密性は、CCSBT事務局に提出される全てのデータに対して尊重されなければならない。秘密性を確保するための政策及び手続きは、以下を含む。

- 委員会が所持するデータは、データがミナミマグロの資源評価のみに利用され、また秘密データを譲渡及び公開しないことを条件に、資源評価グループ及び科学委員会に関係する科学者に利用可能になる。
- 個々の漁船の識別が、海域及び時間の区分で特定されなければ、ミナミマグロの漁獲量及び努力量の一般への公表のための収集レベルは、まき網漁業では1度区画、及び延縄漁業では5度区画でなければならない。また、体重変換体長頻度データ((延縄漁業)又はオーストラリア漁業海域(表層漁業)は、5度10度区画で収集)でなければならない。個々の漁船が、特定の海域又は時期の範囲内で特定される場合、そのデータは、海域と時間で更に大きく収集され、特定を不可能にすることになる。個々の締約国の秘密性のガイドラインは、必要であれば適用される。
- 事務局のデータベースに提出される詳細な貿易情報は、データを提出した国、及びデータに掲載されている魚を輸出した国のみ利用可能にすべきである。一般に公表する貿易情報データの収集レベルは、半年毎になる。
- 事務局は、以上に言及した秘密性の必要条件を満たし集計された全てのデータの要約を作成する責任を有するべきである。
- データベースは、パスワードや適当な安全保障上の取り決めによって保護される。
- 事務局で維持管理するデータベースにおける秘密データへのアクセスは、承認書をデータの提供者から得た後のみ、外部の個人に認められるかもしれない。データアクセスの要求では、提案された調査の要約、目的及び方法、また、公表の意向を提示しなければならない。

2000. 3. 21

共同調査漁獲に関する日本の提案

1. ミナミマグロの資源評価については、締約国間の見解の差が極めて大きい。これは、現在、漁獲が行われなくなった海域・時期が増大したために、これらの海域・時期における資源豊度に関する仮定に基づいて資源評価をせざるを得なくなった結果である。
2. 我が国としては、このような状況を打開するため、諮問パネルも参加する資源評価プロセス作業部会において、資源評価手法の改善に積極的に対応するとの立場である。加えて、資源評価プロセスの改善とともに、不足している科学的データの収集は必要不可欠と考えている。
3. 我が国としては、調査漁獲計画(EFP)に関する現在までの議論及び1998年及び1999年におけるEFPにおいて得られた知見を踏まえて、以下を内容とする共同調査漁獲計画(共同EFP)を豪州、NZのコンセンサスを得た上で実施することを提案する。
 - (1) 共同EFPを検討するための日、豪、NZ及び外部科学者を入れた作業部会を設置。
 - (2) 昨年のEFP作業部会において日、豪、NZ間でコンセンサスが得られていた1999年から2001年までの3年間というEFPの調査期間に基づき、本件共同EFPは、(a) 1998年及び1999年のEFPのデータが2000年及び2001年の本件共同調査漁獲のデータとともに全般的資源評価において適切に用いられること、(b) 2000年及び2001年において適切な内容のEFPを実施することを条件に、2001年に終了すること。
 - (3) 遅くとも本年8月には共同EFPを開始できるよう本件作業部会において早急な検討を開始すること。
 - (4) 調査計画策定の際は、科学的かつ統計的に有意な調査データを収集することが重要であり、本来は、まず調査海域・時期に応じ、一定の操業回数を確保する必要がある。漁獲量に上限を設定すべきではない。この点に関し、従来日本が提案してきた合理的な調査漁獲は資源に悪影響を及ぼすものではない。しかし、コンセンサスを得るため、また、協力的精神に基づき、豪州・NZの立場に考慮して、いかなる海域・時期で調査を実施する場合であっても、2000年及び2001年に行う共同調査として実施するCPUE調査及びCPUE調査と平行して行われる標識放流フィージビリティ調査についての漁獲量の上限を各年総計1,500トンとする。この際、1998年及び1999年のEFPの結果との継続性を確保するため、日本としては、財政的負担にも関わらず、本件CPUE調査及び標識放流調査を全て日本漁船により実施する用意がある。ただし、共同EFPの計画に従い調査データの信頼性確保のためやむを得ず漁獲量が1,500トンを超過してしまった場合には、超過した漁獲量を、共同調査に参加した各締約国の翌年の漁獲枠から差し引くこととする。漁獲量を差し引く際は、漁獲参加船舶の漁獲比率を最も重要な要素とする。
4. 日本としては、この日本の提案に関する他の締約国のコメントを歓迎し、そのようなコメントを考慮して更なる修正提案を作成する所存。
5. 本提案は、日本の法的立場に何らの影響を与えるものではない。

CCSBT 事務局長の任命

- (a) 万が一、事務局長のポストが空席になるならば、事務局の専門職の最も上役の職員は、新たな事務局長の任命を未決定のまま、事務局長代理に任命されなければならない。
- (b) 事務局長代理に任命された者は、その者が事務局長代理のポストを務める間、事務局長のポストに対して適切な給与、手当及び他の特権を与えられるべきである。
- (c) 事務局長ポストへの申請を募るために、募集宣伝広告を実施すべきであり、又は、各締約国において、他の行動を実施すべきである。実施されるいかなる募集宣伝広告も、詳細な選定基準の形式に一致していなければならない、それらを実施している委員会締約国の責任において実施されるべきである。できる限り広い分野からの事務局長ポストへの申請を募るため、募集宣伝広告は、事務局により、委員会の web site に掲載されなければならない。
- (d) 委員会の各締約国は、その空席のポストに 2 人までの候補者を指名しても良い。このような指名を受けない人物は、個人で申請する資格を与えられるべきである。
- (e) 委員会の議長は、利用可能な時間を考慮し、申請期限、及び候補者の絞り込みに導く他のプロセスを決定しなければならない。
- (f) 申請期限を設定した後、志願者が提出した全ての履歴書、参考文献及び他の文書は、委員会の締約国に回章されなければならない。
- (g) 委員会の各締約国は、最も好ましい 10 人の候補者を優先順にランク付けし、また、このリストを委員会の議長に提出しなければならない。
- (h) 全ての締約国の選定候補者の受領において、議長は、第 1 位の候補者には 10 点、第 2 位の候補者には 9 点を与えるなどして、個人の候補者の順位を集計しなければならない。
- (i) 選定のため、高得点の 5 人の候補者を絞り込まなければならない。万が一、候補者の申請が取り下げられた場合、次の順位の候補者を補欠にしなければならない。
- (j) 選定された候補者は、委員会の締約国に通知されなければならない、また、委員会の議長は、条約第 7 条に従った代表団団長会合後の合意のため、最終的な選定プロセスのアレンジをしなければならない。
- (k) 候補者が最終選考に招待されることによる旅費及び日当は、候補者が委員会の締約国の指名者である場合を除いて、委員会によって支払わなければならない。
- (l) 選定された候補者は、早い機会に通知されなければならない。
- (m) 委員会は、国連基準の範囲内、また、契約上の金額が、国連取り決めと同等と判断される金額を超えないことを条件に、事務局長に選定された候補者と折衝した契約書の様式を検討することができる。

選定基準

1. 漁業管理業務に精通していること。
2. 国際及び政府間組織の運営の経験又は詳細な知識があること。
3. 高いレベルの戦略的技能、経営上の経験、及びそのような分野において、以下に示された適性を証明すること。
 - i. 経営、技術及び科学職員の選定及び監督。
 - ii. 貿易データを含むデータの監督及び管理、及びデータ及び文書の交換。
 - iii. 財政予算の準備、及び支出の管理
 - iv. 会合の設定、及びハイレベル委員会への事務局支援の提供
4. 主導権を取り、また、委員会の締約国ときめ細かく作業する能力を証明すること。
5. 適切な第三の能力
6. 英語及び日本語の両方が完全に流暢である適切な言語技能。日常会話の英語及び日本語を理解することが望ましい。

CCSBT事務局の役割

事務局の以下の役割は、委員会による修正及び承認された注釈と共に、条約条文から引用されている（10条3）

事務局の機能は、委員会によって規定されている。また、以下を含む。

- (a) 委員会の運営及び締約国間の意見調整の促進。
- (b) 委員会の作業を指導する戦略的計画の準備。
- (c) 委員会の公式な連絡の受領及び伝達
- (d) 適切であれば会合、フォーラム及び他の会合の場で、委員会を代表すること。
- (e) 委員会の文書を、委員会の公用語から、他の公用語に翻訳する手配を行う。
- (f) 条約の目的を遂行するために必要なデータの収集、編集、管理及び交換の促進
- (g) 科学委員会やその作業グループ、及び補助委員会のものを含む、委員会に対する管理上、科学上及び他の報告書を準備し、また回章すること。
- (h) 委員会及び科学委員会、また委員会によって招集される他の会合及びワークシ

ヨップへの事務局の支援を提示すること。

- (i) 年報又は年鑑、議事録、統計報告を準備すること。
- (j) C C S B T、委員会及びミナミマグロに関する教育及び宣伝資料を準備すること。
- (k) 委員会の財政及び人事に関する執行及び委員会への報告
- (l) 非加盟国の漁業活動に関する情報の収集、また、委員会の承認の下、C C S B Tの活動に関する情報を、様々な形式で非加盟国に配布すること。
- (m) ミナミマグロ及びマグロ類関連の会合に参加した後、委員会及び事務局の機能の発展を助長するため戦略的報告を準備すること。

追加的に発生する責任を負う分野は、必要性が生じた場合に明確にされる。

手続規則の改正案

現行規則10を以下と入れ替える。

**規則10
報告書**

1. 事務局長は、委員会のすべての年次会合及び特別会合の報告書を用意するものとする。年次会合の報告書には、前回の委員会の年次会合以降の委員会の活動の要約が含まれるものとする。事務局長は、年次会合又は特別会合の終了までに修正されうるとの条件の下に、その採択のための報告書案を委員会に提出するものとする。
2. 年次会合又は特別会合が中断した場合には、事務局長は、中断前に会合の報告書を用意することを委員会から求められることがある。この場合には、事務局長は、修正されうるとの条件の下に、会合の中断前にその採択のための報告書案を委員会に提出するものとする。年次会合又は特別会合に適用される規則は、中断された会合にも適用する。
3. すべての補助機関及び諮問機関は、それぞれの会合の終了前に、報告書を採択し、次回の委員会の会合に報告書を提出するものとする。
4. 規則10.6に従い、委員会の会合の報告書は、報告書が採択されたときに公表されるものとし、委員会に提出された補助機関又は諮問機関の報告書は、その補助機関又は諮問機関の報告書が提出された委員会の会合の報告書が採択されたときに公表されるものとする。
5. 原文の草案を含む委員会又は補助機関あるいは諮問機関の会合に提出された文書は、それらの文書の著者、あるいは著者が加盟国の代表である場合には加盟国の承認がなければ公表することができない。
6. パラグラフ4の規定にもかかわらず、いずれかの加盟国が公表しないことを求める場合には、委員会又は補助機関あるいは諮問機関の報告書、又はその一部を公表してはならない。そのような要求は、報告書が採択された会合の終了又は中断前までに行われなければならない。
7. 委員会が別途決定しない限り、各加盟国は、委員会の会合前に、その会合で検討されることとなっている補助機関又は諮問機関の文書及び報告書の写しを、加盟国が相談する必要があると考える自国内の個人又は組織に回章することができるものとする。加盟国は、公表された書類になるまでは、これらの文書及び報告書が秘扱いとされること、及び、それらを公表したり、メディアにリリースしないことについて、それらの個人又は組織から必要な保証を得なければならない。
8. 委員会、又は補助機関あるいは諮問機関の会合に提出された文書、及び、委員会、又は補助機関あるいは諮問機関の会合の報告書は、加盟国及びオブザーバーに無料で配布されるものとする。公表された文書及び報告書の印刷物は、印刷及び配布のための経費を補うものとして、事務局長によって定められた料金で、一般に配布するものとする。委員会の報告書の電子コピーはインターネット上で入手可能とするものとする。

注：下線はCCSBT/9709/24からの修正点

手続規則の改正案

現行規則 10 を以下に変更する。

規則 10

報告書

1. 事務局長は、委員会のすべての年次会合及び特別会合の報告書を用意するものとする。年次会合の報告書には、前回の委員会の年次会合以降の委員会の活動の要約が含まれるものとする。事務局長は、年次会合又は特別会合の終了までに修正されうるとの条件の下に、その採択のための報告書案を委員会に提出するものとする。
2. 年次会合又は特別会合が中断した場合には、事務局長は、中断前に会合の報告書を用意することを委員会から求められることがある。この場合には、事務局長は、修正されうるとの条件の下に、会合の中断前にその採択のための報告書案を委員会に提出するものとする。年次会合又は特別会合に適用される規則は、中断された会合にも適用する。
3. すべての補助機関及び諮問機関は、それぞれの会合の終了前に、報告書を採択し、次の委員会の会合に報告書を提出するものとする。
4. 規則 10. 6 に従い、委員会の会合の報告書は、報告書が採択された場合には、委員会外部への公表のため利用可能にならなければならない。委員会が別途決定しない限り、補助機関及び諮問機関の委員会への報告書は、その報告書が提出される委員会の会合の後に公表されなければならない。
5. 委員会、補助又は諮問機関の会合に提出される文書は、それら文書の著者、あるいは著者が締約国の代表である場合には、締約国が、文書の公表を制限することを考慮する理由があることを明確にしない限り、その文書が提出される委員会の会合の後に、委員会外部への公表のため利用可能にされなければならない。委員会が決定する場合において、公表を制限することが適切である。
6. パラグラフ 4 の規定にもかかわらず、締約国は、委員会、補助又は諮問機関の会合の文書（報告書？）又はその指定された部分を公表のために利用できなくすることを要求しても構わない。その要求は、報告書が採択される会合の閉会又は休会の前までに成されなければならない。委員会が決定する場合において、文書（報告書？）又は文書（報告書？）の指定された部分の公表を制限することが適切である。
7. 委員会が別途決定しない限り、各加盟国は、委員会の会合前に、その会合で検討されることとなっている補助機関又は諮問機関の文書及び報告書の写しを、加盟国が相談する必要があると考える自国内の個人又は組織に回章することができるものとする。加盟国は、公表された書類になるまでは、これらの文書及び報告書が秘扱いとされること、及び、それらを公表したり、メディアにリリースしないことについて、それらの個人又は組織から必要な保証を得なければならない。

8. 委員会、又は補助機関あるいは諮問機関の会合に提出された文書、及び、委員会、又は補助機関あるいは諮問機関の会合の報告書は、加盟国及びオブザーバーに無料で配布されるものとする。公表された文書及び報告書の印刷物は、事務局長によって印刷及び配布のための経費を補うものとして定められた料金で外部に配布するものとする。委員会の報告書の電子コピーはインターネット上で入手可能とするものとする。